

奈留島キリシタンの家族分封

内藤, 莞爾

野口, 英子

<https://doi.org/10.15017/2328639>

出版情報 : 哲學年報. 38, pp.1-53, 1979-03-31. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

奈留島キリシタンの家族分封

内 藤 莞 爾
野 口 英 子

(筑紫女学園短大)

一 地域の概況

1 その略史

われわれは昭和四二年以来、五島のキリスト教系家族の実態調査をおこなってきたが、本稿はその一環をなすものである。⁽¹⁾

対象地の奈留島は、西北は若松島、東南は久賀島ひさかに挟まれて、五島列島のほぼ中央に位置している。本土からは、客船は長崎港→奈良尾（中通島）→奈留、フェリーは長崎港→福江（福江本島）→奈留の便がある。航程は約五時間である。行政的には南松浦郡奈留町であるが、奈留（本）島と前島・葛島かづら、その他の属島から成っている。総面積は二六平方キロ弱である。地図にみるように、本島は複雑な海岸線と急峻な山腹とから構成されて、地形としては三つの尾根を柱としている。なお複雑な海岸線は、断層運動と地下運動とによるもので、地層は下部の凝灰岩を基盤として、中層は砂岩と泥岩との互層、上層は砂岩の発達がいちじるしい。およそ新第三紀の中新世以後のものと推定される。

福江本島と同様、本島も遣唐使の昔には、その寄泊地のひとつだったとされている。が、裏つける史料にはとほしい。しかし平安の中期になると、奈留氏の名が現われる。奈留氏は、源平のあいだをたくみに潜りぬけたが、そこには松浦党としての動きが推察される。ところで、そのご、宇久島を拠った宇久氏が、福江本島への進転に成功する。そしてこれにもなつて、中通島（上五島）の名門・青方氏もついに宇久氏に臣礼をとるようになる。ところで奈留氏は、この青方氏との関係が深かった。こうして奈留氏は、「島主」の名をとどめながらも、宇久氏に臣属したものと思われる。宇久氏は、朝鮮の役を契機として、五島姓に改めて、近世を迎えることになった。そして現在の福江市に築城して、領内の武士をこの地に集めた。いわゆる「福江直り」がこれである。そこで奈留氏も福江に移つて、三〇〇石拝領の家老職となり、奈留島には代官・荒木氏を配することになる。なお奈留島の石高は、万治二年（一六五九）には一七八石、うち一五四石は蔵入地となっているので、すでに近世の初期、本島は奈留氏の支配を離れていたことが知られる。またそれから一五〇年を経た文化三年（一八〇六）の newly 改めでは、約四〇石の増石が記録され、このうち本稿で問題の隠れキリシタン、すなわち「居付」の開拓分が一〇石ほど計上されている。

ところでこの居付について、『郷土奈留』（昭和四八年改訂版）はその来島の由来として二つのものを挙げている。ひとつは「千人養ひ人」であつて、藩政の末期・参勤（覲）交代の折、五島藩と平戸藩とのあいだに、千人の入植者受け入れが協定された。本島について言えば、現在、宿輪部落に住み、宿輪姓を名乗る人たちの祖先がそれであるという。もうひとつは、定説化されているけれども、寛政九年（一七九七）、五島藩と大村藩とでいわゆる「人送り」の議が結ばれた。そしてこれにもとづいて、はじめ西彼杵半島（外海地方）の黒崎・三重の両村から一〇八人が来島し、以後、回を重ねて、およそ三、〇〇〇人の人たちが五島の島々に住みついた。本島に関して言えば、三重の檜山から長吉・正吉・北平の三人が葛島に移り、そのうち、葛島から岩造が赤崎に移り住んだ。また矢上には、はじめ久太夫が三人の子どもとともに移り、次いで長吉・紋四郎の二人が来島した。さらに永這・椿原・南越にも住みついて、荒地を拓いた。

また江上には東松浦・西彼岸の四戸が移住してきた、といわれる。なお五島では、久賀島を口火として、明治の初年、潜伏キリシタンが発覚した。以来、全域にわたって迫害の歴史を綴ることになる。しかし奈留島の関係では、葛島の無届農家一二戸が代官所に呼びだされたにとどまった。『五島キリシタン史』(浦川和三郎著、一九五一)は「要するに奈留島及びその附近の島々のキリシタンは、信仰を公表するのがおそかったか、或は代官なり元住民なりが、比較的温厚であった為に、迫害らしい迫害を見ずすんだ」(一六二頁)と記している。また同書は、上五島担当のブレール師が明治一四年に書いた報告書を引用して、「奈留島は五島の中央に位し、旧キリシタンの子孫も三百人を数える」(二六一頁)としている。なお『五島編年史』(中島功著、昭和四八年)によると、明治初年の戸口は、戸数四六三、人口二、三一八、戸の内訳は土族三、卒族二、杜家二、寺僧一、百姓三四三、職人二〇、田舎町人九二となっている。田舎町人の実態は不明であるけれども、これが二割程度を占めていることが注目される。漁家はまったく現われない。

2 島の産業

さて藩政期の奈留は、奈留・船廻・大串・夏井・泊の五郷から成っていたが、のち夏井は大串に合併され、また奈留は浦と改めて、浦・船廻・大串・泊の四郷となった。そして明治二年、四郷をあわせて奈留島村と呼び、昭和三年、町制の施行とともに、奈留町と改めた。町域には変更がない。ところでこの四郷が二四の部落に分かれる。いま昭和四五年のセンサスによって、各部落の戸口をみると、表1のとおりである。ただこのうち葛島部落は、過疎集落再編成事業によって、昭和四八年、檜木山部落に集団移住して、二〇〇年にわたる部落の歴史に終止符を打った。前述のように奈留島は、明治の初年、四六三戸を数えた。したがって戸数は、この一〇〇年間に四倍近くふえたことになる。ややくわしくみると、大正元年には七三四戸となり、以下、増加の傾向をたどって、大正九年には一、〇〇〇戸の大体に達した。昭和恐慌を迎えて、八〇〇戸台に落ち込むけれども、昭和一〇年には一、〇七一戸に回復、昭和四

奈留島キリシタンの家族分封

表 1 郷および部落の構成

郷	部	落	戸数	人口	郷	部	落	戸数	人口		
浦	浦相樫白内外	浦	○	163	533	泊	永汐	這池	△	39	159
		向	△	112	439				△	52	225
		之木	混	264	993	船	船田矢南葛	廻岸上	○	58	201
		山	△	93	344			△	67	251	
		這	△	80	324			△	56	203	
		西	△	39	128			△	76	350	
		西	△	43	149			□	22	102	
泊	大前奈東樺	泊	○	121	359	大串	夏江大西	井上串上	○	107	431
		林島木泊原	△	63	243			□	28	109	
			△	37	151			○	95	433	
			△	18	81			○	21	84	
		風	○	43	171						
			△	28	106						
						計			1,725	6,569	

○仏教 △隠れキリシタン □カトリック

○年には一、七四五戸となった。また人口は、昭和三五年の九、二六八人をピークに、以下、減少する。そして四五年には六、五六九人となり、したがってこの一〇年間に二、七〇〇人を減じたことになる。

三五年以降の減少は、高度成長経済のしわ寄せとみることができ、とこで以上のような戸口^の消長は、ある程度この島の経済的推移を反映しているように思われる。とりわけ漁業の体質変化によるところが大きい。ただそのままに本町の地目構成をみると、表2のようである。すなわち長汀曲浦という景観とは趣を異にして、平地はきわめてとほしい。逆に山林・原野が実に八七%を占める。耕地は、一割にも満たない。さらに耕地のうち、田は一割にとどまり、畑は段々畑の容相を呈している。具体的には、田が二一ヘクタール、畑が二〇四ヘクタール、別に樹園地五四ヘクタールを数える。農家一戸当たりの平均反別は、〇・四ヘクタールにすぎず、「五反百姓」の名にもあたらない。センサスによる農家は、昭和三五年には一、〇〇六戸だったが、それが四五年には七四二戸に減少する。しかも専業農家は、六%（四五戸）にす

表2 地目構成

		面積 (km ²)	%
山原宅そ	田	0.208	0.8
	畑	2,572	9.9
	林	22,372	86.5
	野	0.239	0.9
	地	0.346	1.3
の	他	0.133	0.5
計		24,945	100.0

表3 就業人口構成比

職業		%
第一次	農業	5.3
	林業	0.4
	水産業	44.6
		50.3
第二次	建設業	0.1
	製造業	7.8
	表	6.7
		14.6
第三次	卸小売	13.6
	金融保	0.2
	運輸通	5.4
	電気ガ	0.4
	サービス	12.3
	サ一	3.2
計		100.0(2,385人)

表4 産業別所得構成

	昭 30	昭 46
第1次	32.3	44.2
第2次	25.0	4.2
第3次	42.7	51.6
計	100.0 (356,677) 千円	100.0 (785,054) 千円

ぎない。それだけではない。地目として計上されている耕地二二五ヘクタールのうち、作付されているのは五六ヘクタールにすぎない。裏作どころか、表作の放棄である。生産額もあわせて、一、四〇〇万円、うち目ぼしいのは、小さい類の八〇〇万円ぐらいのものである。畜産もふるわず、いまはやりの養蚕も、伸びていない。

ところで表3は、昭和四六年の就業人口の構成比をしめす。一見あきらかなように、漁業人口が半分に近い四四%に当たっている。農業人口は、五%にすぎない。水産が本島の基幹産業であることは、明瞭である。なおこの点は、表4の町民の所得構成からも裏づけられる。なるほど昭和四六年には、第三次産業の所得が過半(五一%)に達した。けれども第一次が四四%を占めている。金額にして三億五千万円未満である。しかしこのうち農業所得は、一、六五〇万円、五%にすぎない。といって漁業は、この島の伝統的な産業だったのでではない。明治の初年には、専業漁家は皆無であったが、ただ主農従漁といった形で、漁が農の影に隠れていた事態が想定される。また「田舎商人」のなかに漁家の含まれていたことも考えられる。すなわち離島という立地条件から、漁業と無関係ということは、まずありえない。そしてこうした状態が、少なくとも大正のはじめまで持ちこされる。というのは、表5のように、大正五年

表 5 農業と漁業の戸口の推移

	農 業		漁 業	
	戸 数	人 口	戸 数	人 口
大正 5	720	—	5	—
昭和25	344	1,347	510	1,107
昭和35	157	641	602	1,366
昭和45	44	127	835	1,065

になっても、漁家は五戸にすぎず、農家が七二〇戸を占めているからである。ところが昭和二五年になると、人口こそ農家が二〇〇人ほどリードしているが、戸数では農家三四四に対して漁家は五一〇と、その地位がまったく逆転する。以後農家の激減、漁家の増加が続いて、昭和四五年には、農家の四四戸に対して、漁家は八三五戸とふくれあがった。ただ三五年―四五年のあいだに、漁家人口の三〇〇人減が目目されるだけである。

すぐあとで述べるように、現在、この島の漁業は、まき網（揚操網）を最大の柱としている。そしてこの漁法は、終戦までの昭和の前期、共同化とりわけ部落共同組合の結成によって、大きく飛躍することになった。ただそれまでの奈留島水産史には、かなりの曲節が認められる。だいたいこの島の近海には、六〇―八〇メートルの海段がひろがり、また海底火山その他によって、適当な曾根が形成されている。沿岸漁場としては、きわめて好適である。にもかかわらず島の産業としては、長くムギとイモを中心とした畑作が続いて、漁業は自家用の副業または魚肥をうるための一

本つりと延縄、それに採藻程度にとどまった。しかし明治の後半になって、この好漁場が島外人の注目するところとなって、ここに個人企業のイワシ縫切網やキビナ地曳網が導入されることになった。本土では西彼杵・野母、五島列島では奈良尾・戸岐・岩瀬浦などの業者であって、かれらはこの島に納屋をつくって、操業を開始した。漁獲物はおもにイワシであって、これを土干にして魚肥を製造し、秋から冬にかけては、目刺と塩造加工をおこなった。そこでこうした動きに刺激されて、島民による八反網（まき網）が現われたが、まもなく廃業、島の現金収入は、いぜんとして海藻・てんぐさ・ふのりなどの採取を主としていた。ところがイワシの利用法として、これまでの魚肥・目刺のほかに、新しいものが登場してきた。

カツオ漁に必要な、生餌としてのそれである。むろん島にカツオ漁を経営するほど

の資本があるはずがない。宮崎・鹿児島・長崎(野母)・天草(牛深)などの業者によるものであって、奈留島は、そのための生餌の供給地にとどまったわけである。キビナの漁法・利用法も、実は島外人によって開発された。キビナはこれまで、小さな掛網を使って、自家用として獲っていた。ところが天草の業者が漁業権を借りて、地曳網による漁法を導入した。また肥前名護屋の業者は、これを肥料以外に煮干・素干にすることを思いついた。さらに大正から昭和のはじめにかけて地元のはえ繩に代わって、山口(室積)・大分(姫島)ののべ繩や一本づりが進出してきた。次いで天草の一本づりが入りさらに長崎本土・有川(上五島)の船が、大串湾にひしめくようになった。おおむねタイ漁を目的としたものである。

ところでこう書いてくると、奈留周辺の漁場は、島外人・島外資本のいわば「草刈り場」の感を強くしてくる。明治期から大正期にかけては、この印象にはば間違いない。しかしそれ以降は、自主的な動きが大きく展開してくる。さきに述べた共同化がそれである。もっとも明治三六年、漁業法の施行にともなって、本島も「奈留島漁業協同組合」の設立をみた。しかしこれは個人企業の集合体のようなものであって、共同化とはほど遠い存在であった。また明治の末年には、俗称ヘントコ網といわれる船曳網が、居付の人たちによって、大瀬・三本・檜木山に一統、古巣・白這に一統、宿輪に一統、南越に一統つくられた。部落共同組織の走りともみてよいが、ただこれらは三、四年のあいだにその姿を消した。

こうして大正の末年から昭和にかけての不況と倒産とを迎えることになった。そしてこの危機を乗りこえる手段として、共同化の機運が高まってきた、たとえば泊郷の漁民は、肥前名護屋の業者にキビナの漁業権を貸与してきたが、昭和五年、契約期限の満了をまわって、部落の共同組織を結成した。もっとも共同化の先駆は、これにさきだつ内海の共栄社に求めることができる。大正一五年のことである。当時の内西海部落は、戸数四〇戸ほどの半農半漁の貧村で、住民の多くは他のイワシ網に雇われるかたわら、イワシ加工に従事していた。ところがたまたま西彼杵郡高浜の

奈留島キリシタンの家族分封

表 6 漁業経営体数

	個人	共同	組合 会社	計
まき網	—	19	2	21
刺網	11	—	—	11
延縄・一本づり	203	—	—	203
定置網	1	1	1	3
地曳網	—	4	—	4
船曳網	—	1	—	1
その他	25	—	—	25
計	240	25	3	268

表 7 漁獲高 (昭 46)

	数 量 (トン)	金 額 (千円)
まき網	9,758	1,002,540
刺網	7	1,897
定置網	35	20,825
地曳網	70	3,849
延縄・一本づり	235	75,648
雑漁網	217	89,180
採介藻	17	697
その他	14	10,752
計	10,353	1,205,388

表 8 漁獲高 (トン)

	昭 44	昭 46
いわし	5,864	1,325
あさじ	2,619	4,940
さいば	1,465	1,133
いき	305	177
ぶ	486	737
ぶり・た	385	618
その他魚類	1,625	998
貝類	8	7
海藻類	152	17
計	12,909	9,952

業者がイワシ網を率いて、この島に進出する計画のあることがわかった。そこで部落の有志がこれと協定した。具体的には権利の半分を買って、その経営を部落全体のものとした。ところがこれが成功して、村は大きく潤った。そこで共栄社にならって、昭和四年から一五年にかけて、一七の部落共同組合の誕生をみるに至った。漁協の融資も、個人向けを停止して、共同経営だけにこれを限った。キビナの地曳網も、共同経営に転身した。さらに古くから複雑多岐をきわめた漁業権が、整理統合されて、すべてが漁協の所有となり、部落共同で利用するという形になった。むしろ部落共同といっても、出資額に高低があるので、それはいわゆる村網のように平等性に立つものではない。また他からの雇用労働力を否定するものでもない。しかし経営の主体が部落共同体にあったことは、どれも変わりがない。ただそれが高度成長経済を迎えて、変質をやむなくしてきた。漁船の大型化、漁具の開発・改良は、漁場の範囲を

拡大して、また漁獲高の増加をもたらした。が、反面、地場資本や系統資金では賄うことのできない事態を生むことになった。事実、このところ一統の一カ月の経費は、八〇〇万から一、〇〇〇万円に達するという。こうして現在のまき網漁業は、共同経営の名をとどめながらも、それは部落を単位とした共同経営ではない。一部漁業企業家の経営にかかり、網元制と大きく変わるものではない。

そこでこの島の漁業の現況を、次の三表によって説明して、本節を終わることにしたい。はじめに漁業経営体数(表6)であるが、個人経営が延網・一本づり(二〇三體)に、共同経営がまき網(一九體)に集中していることは、一見明瞭である。けれども漁獲高(表7)からすれば、数量・金額とも、まき網が圧倒的な多きを占める。すなわち数量にして九四%、金額にして八〇%がこの漁法によるものである。漁獲物(表8)は、年次による豊凶はあるけれども、いわしとあじ、それにさばがその柱となることが知られる。

二 島の宗教と対象地点

地域の概況は以上にとどめて、本題に入ることにした。ただそのまえに対象地点の特異性について、一言しておく必要があるであろう。というのは、本稿が五島列島のキリスト教系家族の分封を問題としている点は、この列島の他地点の報告と変わりがない。またアプローチの仕方⁽²⁾も、他地点のそれと同じである。しかし奈留島⁽²⁾にあっては、キリスト教系家族の占める比重が、他と大きくちがってくる。とくに隠れキリシタンについて、このことが言える。だいたい五島列島では、その五分の一がキリスト教系住民と推定されている。またこのキリスト教系のうち、カトリックの勢力が強い。解教令以後、かつての潜伏キリシタンが多く公教に復帰したからである。教会も現在、四八の多きを数えている。これに対して隠れキリシタンは、次第に指導者を欠いて、信仰組織も弛緩してきた。なによりもここで

は教団としての縦の統合も横の結びつきもみられない。ただこうしたキリスト教系の勢力分布のなかで、奈留島は例外的な地域とみることができる。というのは、表1にもしめしておいたが、ここでは二四部落のうち、隠れキリシタンの部落が一四に達しているからである。これに対して仏教徒つまり地下じげの部落が六、カトリック部落が三、仏教徒・キリシタンの混成部落（相之浦）一というわけで、五島列島全体の形勢からすると、まったく逆の姿を呈している。戸数にしても、キリシタン八〇〇、仏教徒六〇〇（相之浦を除く）ということになって、キリシタン家族は、この島の最大勢力とみてさしつかえない。なるほど仏教徒の部落は、概して好条件の場所に立地している。いや地下の人たちが相手にしなかったところに、居付いつき（キリスト教系）の人たちが移住してきた。またかつては、双方のあいだに経済的な格差も大きかった。けれどもまき網の好況に支えられて、これも平準化の方向にあると言える。

このように奈留のキリシタンは、他の島々のそれとちがって、けっしてマイノリティ・グループではない。町会議員（定員一八名）の勢力分布は、仏教徒とキリシタンがそれぞれ八名、カトリック二名となっている。われわれは、これまでの調査では、キリスト教系家族といっても、おもにカトリック家族をその対象としてきた。しかし今回、キリシタン家族に焦点を絞ることにしたのも、この島の特異性に注目してのことである。といってわれわれの調査では、計数措置をとまなうので、このキリシタン家族の全体に及ぶことはできない。そこで榎木山部落かしのみやまだけを対象とすることにした。選定の理由は、もっぱら調査上の便宜によっている。他部落の資料もとほしいので、確言は控えるけれども、おそらく平準的なキリシタン部落のひとつと推定される。地図にみるように、榎木山は相之浦湾に面して、榎木山・三本松・大瀬の三字から成っている。郷としては、浦郷に属する。役場や漁協のある浦「港」から相之浦まで、この島の中心地であって、町並が続いている。榎木山部落は、調査当時（昭和四八年秋）、一二一戸を数えたが、これは前述のように、小字・榎木山に葛島のカトリック家族二四戸が集団移住してきた。そのための増戸であって、在来戸は九七戸である。背後に山が迫っているので、民家は相之浦湾に沿う道路の両側に並んでいる。ほとんどがまき

三 旧慣の検出

そこで当地の家族分封の実態である。ところがこれについては文献を徴しても、また古老の言によっても、実は帰一するところがない。たとえば古野清人氏は矢神（矢上）部落の慣行として、「家の相続は大部分が長男で、次男以下は分家すなわち割家かつけする」と書いている。⁽⁴⁾これはあきらかに長子相続の形である。また戸籍法施行後の戸籍簿を点検しても、ほとんど「長子家督」の線で貫かれている。ところがさきに引用した『郷土奈留』は、こう記している。

「入植者は自己の勢力を拡張するために、その子弟が長すると、長子より順次に分家独立させて、同族の勢力拡張に努めた。従って親は末子に家を譲り、末子が相続するようになった」(同書、一〇六頁)。そして同書は、この文章の見出を「末子相続」としているが、以上のような分封過程からすれば、これは学術用語の末子相続にも符合してゐるとともに古野氏の矢神部落についての報告や戸籍簿の記載とは、まったくあい反してゐるわけである。ところが古老から聴取したところでは、古野氏の報告、戸籍簿の記載の双方が否定されるばかりではない。『郷土奈留』の文章も、かならずしも裏づけられない。といつて古老たちの意見が、完全に一致してゐるわけでもない。そしてこれは大きく分けると、次の二つとなつてくる。

- (1) 末子相続と隠居分家とが並びおこなわれている。
- (2) けれども隠居分家が先行形態である。

つまり隠居分家型の参加である。ただ(2)によれば、かつての隠居分家型が後退して、末子相続型が前面に押し込まれたか、あるいは隠居分家型が末子相続型に転化したか、そうした事態が推測されるわけである。

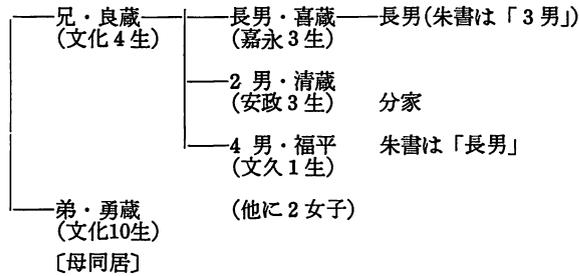
ただこうした前後関係を考えると、かつての実態をしめす、なんらかの資料が必要となってくる。われわれは、昭和四一年、たまたまこの島を訪れる機会をもった。そしてそのさい、明治初年の戸籍（明治七甲戌年十二月改長崎県管轄第廿八大区戸籍之四 肥前国松浦郡七之小区奈留島村）を閲覧することができた。ところでこれを通覧すると、絶対数では長男の相続件数がきわめて多い。にもかかわらずこれからの逸脱を推測させるような事例もかなり検出される。いまその幾つかを挙げてみたい。

はじめに長男の出養子である。

船廻部落の藤原彦太（文政二年生）の長男与吉（安政三年生）は、藤原精吉の養子に出た。また藤原正吉の長男房吉（安政三年生）の条には、「夏井村七百六拾五番伊藤紋之丞養子ニ送籍」と記される。さらに二一番屋敷の江口辰次郎は、兵吉を養子にむかえたが、この兵吉の条には、「年月日不詳、納富弥二兵衛長男入籍ス 年月日不詳相続ス」と記される。ところで実家の納富家が廃絶にでもなったならば、はなしは別である。が、そうではない。実家のほうを繰ってみると、二九番戸「前戸主納富弥二兵衛三男納富又吉 年月日不詳相続ス」とあるからである。養子に出た長男の兵吉は文化一三年の生まれ、本家を継いだ三男の又吉は文政一二年の出生である。だから納富家は、一三も年下の弟にかかったことになる。次は長男の出養子ではないが、この長男が分家した。それで親は次男にかかることになった。すなわち北川吉松は、末吉の長男であるが、「年月日不詳分家」した。そして次男の増吉が明治二七年に相続する。吉松は嘉永三年、増吉は同五年の生まれなので、二歳しか開いていない。なお増吉は、明治三十一年に死亡（四六歳）して、ここで戸籍が改まるわけであるが、除籍簿のほうには、母と四男鹿太郎（万延六年生）の名がみえる。

次は、長男を廃して、末子をもってこれに代えた例である。田岸部落の三宅姓は、兄の良藏家と弟の勇藏家の二戸を数える。ただ両者の続柄は、不明である。ところが母は、弟の勇藏家のほうに住んでいる。これも問題であろうが、

例 1 三宅家 (田岸)

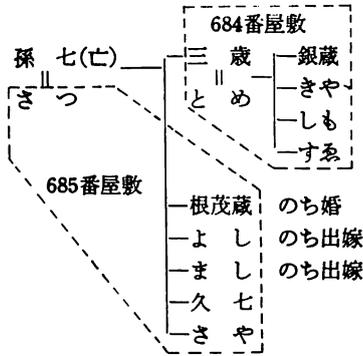


兄良蔵のあとがさらに問題である。良蔵は男三人、女二人の五子を儲けた。このうち次男の清蔵はのちに分家している。ところが四男(末子)福平の条には、朱書で「兄喜蔵病身ノタメ願出 明治十年十一月二十一日聞置」とあって、福平の続柄を「長男」に改めている。また当時、長男の喜蔵には一子(長男)があったが、その続柄を「三男」に訂正している。喜蔵が本当に病身だったかどうか。これは確かめるすべもないが、ここではどうやら末子相続が実現したらしい。明治一〇年当時、喜蔵は二七歳、福平は一六歳で、福平はまだ結婚していない。なお次男・清蔵の分家は、明治一〇年以後のことである。察するに当時は、徴兵令に対する脱法行為として「兵隊養子」その他が取沙汰されていた。これに便乗しての朱書、という嫌疑が濃厚であるけれども、また見方を変えれば、当時は徴兵令を起点として、長子家督への行政指導が五島の島々まで滲透していた。そこで末子を跡とりにするには、長男を廃嫡する以外に方法がない。こうして長男を「病身」に仕立てて、四男を「長男」に書き替えた。さらにのちのちのため、長男に「三男」の続柄を与えた。こうした勘ぐりができないわけではない。

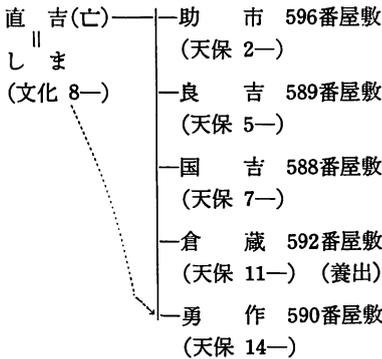
困んだ両家に分かれている。長男の三蔵家は、夫婦と子ども四人の核家族をなしているが、次男の根茂蔵家は、母、根茂蔵の弟(久七)と妹三人の六人家族である。父はすでに亡く、根茂蔵も当時は独身である。なおその後の朱書によると、のちに根茂蔵は結婚、明治一年には一子を儲け、妹二人は出嫁している。本戸籍では本分家の別が明記されていないので、分封形態が末子相続式か隠居分家式かは、実は判定することができない。ただ長男家が六八四番、次

奈良島キリシタンの家族分封

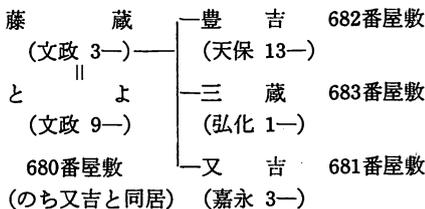
例 2 窄中家



例 3 矢口家



例 4 岩本家



男家が六四五番というところからすると、隠居分家の気配がないでもない。それでもしそうだとするれば、親は長男の三藏夫婦を本家に残して、未婚の子女を連れて、別家を構えた。当時、父が在世中だったかどうかは、戸籍面ではあきらかでない。しかし未婚だった次男も、その後、妻を迎えた。娘二人も出嫁した。となると母は、末子の久七と末娘をとともなう、もう一度、隠居することも考えられてくる。しかしこれは、あくまで推定にすぎない。ところで次の矢口家も、同じく母だけが残ったが、これは末子のところに同居している。すなわち当家は、五人の男子を持った。母は文化八年の生まれなので、長男の助市を生んだのは、二〇歳のときである。そして末子の勇作は、三三歳のときに生みおえた。五人のうち、四男の倉藏は矢口助八家の養子に出ている。それで分封の形式・順序は不明であるけれども、明治七年当時、長男家は夫婦と五子、次男家は夫婦と二子、三男家は夫婦だけ、倉藏家は夫婦と一子、五男家

奈留島キリシタンの家族分封

表 9 姓氏別戸数

姓	戸数
岩	23
松	14
橋	10
木	3
北	3
窄	3
宮	3
古	2
矢	2
崎	2
田	2
口	2
木	2
み	2
戸の	32
計	97

表 10 セット形成のプロセス

戸数(a)		97
対象外	ひとり子・養子	15
	非本籍戸	35
	小計(b)	50
(a) - セット不能	(b) 残形	47
	票成票	34
有効	票	3
	票	31

る。すなわち四二姓の多きに達し、一戸だけというのが三二姓に及んでいる。反対に一〇戸以上というのは、岩村(二三戸)、松本(一四戸)、橋口(二〇戸)の三姓にすぎない。姓はただちに親族関係や出身地を表わすものではないが、かなりの複雑さが考えられてくる。しかも以上のうちには、キリシタンではあるけれども、他からの流入戸すなわち非本籍戸が含まれる。そこでこれまでのわれわれのアプローチからすれば、この九七戸がすべて面接の対象となるのではない。世帯主がひとり子と養子の場合、それに非本籍戸は、まず対象から除かれる。また世帯主が親子関係・兄弟関係にある戸は、一セットとしてこれが整理される。そこでこうしたセット形成のプロセスを表示すると、表10のようになる。すなわち三四セットに整理されたことになる。ただこのうち三セットは、調査不能に終わった。それで以下の分析では、残りの三一セットが資料となるわけである。

そこでこれまた従来の手法であるけれども、表12の類型化にしたがって、分封型を分類すると、表13のようになる。なお未完というのは、調査時点において、末子までの分封が完了していないセットのことである。それで本表によると、まず全事例では、長子相統型が一六%、これに対して末子相統型と混合型D(隠居分家型の変形)とがそれぞれ

四一%を占める。隠居分

家型と混合型E(末子相統型の変形)とはまったく現れない。また完結例だけをとると、長子相統型がやや上昇(二〇%)して、反面、混合型Dがやや低下(三六%)する

表 11 明治初年奈留島戸口

部	落	戸数	男	女	計
夏	井	63	145	162	307
大	串	64	155	142	297
西	海	35	85	78	163
	浦	42	110	106	216
	泊	53	124	122	246
大	林	22	54	48	102
	泊	19	41	40	81
	原	12	42	33	75
櫛	栄	11	26	24	50
永	(這)地	32	56	74	130
汐	神	36	100	93	193
矢	廻	26	65	67	132
船	岸	35	112	97	209
田	越	19	57	53	110
南	山	40	102	105	207
樫	木				
計		509	1,274	1,244	2,518

表 12 分封の類型化

A. 長子相続型	一貫型
B. 隠居分家型	
C. 末子相続型	
D. 混合型(長男 旧居)	非一貫型
E. 混合型(長男 新居)	
F. その他	—

表 13 分封型分類

	全事例	うち未完	完結例
長子相続型	5(16.1)	—	5(20.0)
末子相続型	13(41.9)	2(33.3)	11(44.0)
混合型 D	13(41.9)	4(66.7)	9(36.0)
計	31(100.0)	6(100.0)	25(100.0)

けれども、大勢には影響がない。そこで次の諸点が注目されるであろう。まず当地では、通日本的な長子相続はむしろ例外をなしている。せいぜい二割程度の発現率にすぎない。そしてこの長子相続型以外を非長子相続型として一括するならば、奈留島のキリシタン家族は、非長子相続型の分封を支配的なパターンとしている。

そう言うてよいであろう。したがって古野氏が矢神部落について報告している長子相続は、榎木山部落には当てはまらない。少なくとも少数事例にとどまっている。また戸籍簿の「長子家督」も、いわゆる不実記載を多く含んでいる。事実、われわれのセットにあっても、旧民法時代の戸籍面は、みな「長子家督」である。第二は、純粹の隠居分家型をまったく欠いている点である。すなわち隠居分家型は、その全数がこの型の変形である混合型Dとして分類される。つまり長男の分封にさいしてはこれに本家もといえを与えるという措置がとられた。しかし次男以下には、この措置

表 14 上五島・奈留島対照

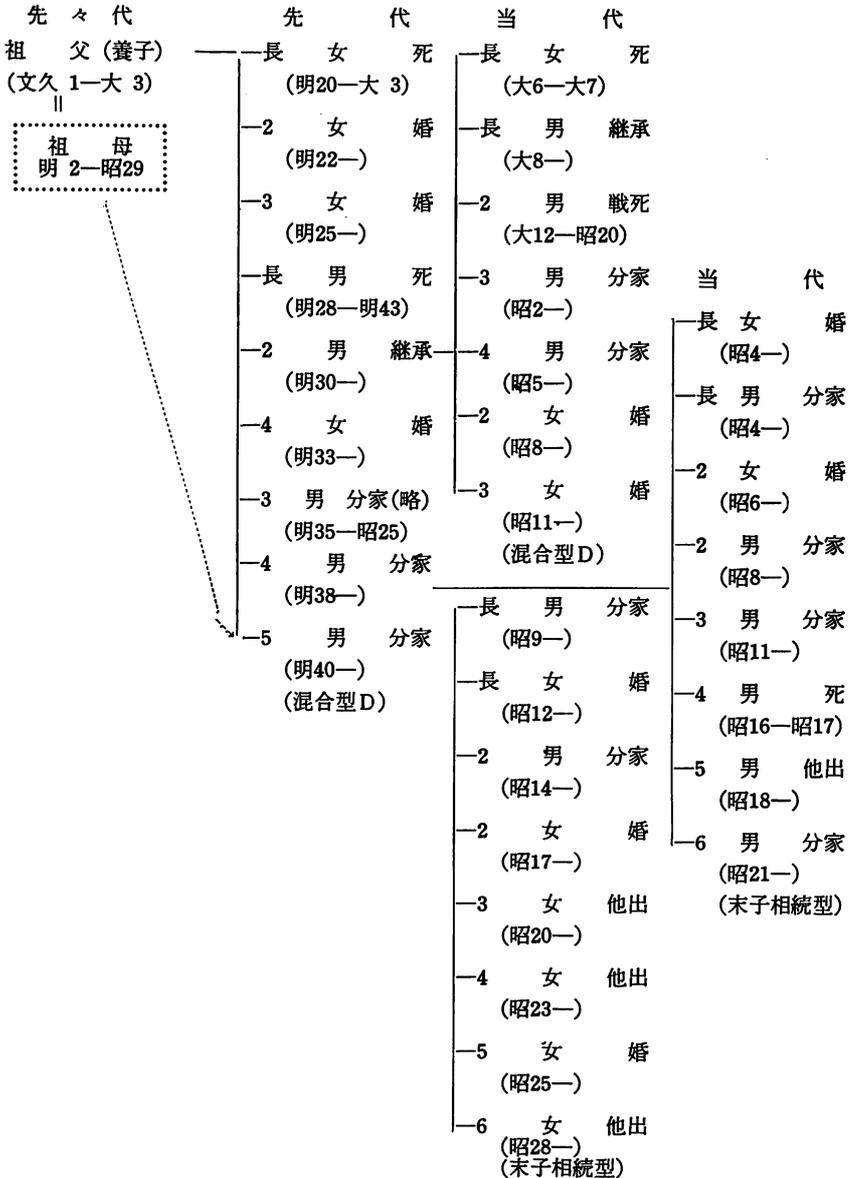
		上 五 島	奈 留 島
長子相統 隠居分統 末子相統 混合型D 混合型E	統	11(35.5)	5(16.1)
	相	9(29.0)	—
	分	8(25.8)	13(41.9)
	統	2(6.4)	13(41.9)
混合型	D	1(3.3)	—
	E	—	—
計		31(100.0)	31(100.0)

に変更のあった事例である。そこで参考として、表14では、先年われわれが分析した上五島（南松浦郡新魚目町上小串・上立串部落）との対照をしめしておいた。^(?) なお新魚目町のキリシタン部落は、対象の二部落と、カトリック・キリシタン混成の大瀬良部落だけである。ところでこの上五島の二部落では、純粹の隠居分家型（二九%）に対して、混合型D（六%）の発現率がきわめて低い。そこでこの対照からすると、奈留の場合、一貫性をもった隠居分家型がなんらかの事情でD型に変わった、ということが考えられてくる。これについての検討は、のちに果たすことにしたい。ところが隠居分家型の場合とは逆に、末子相統型では、その変形であるE型が一例も現われない。これも奇異の感を免れない。

ではこうした分封型は、家系として一貫性をもっているであろうか。すなわち家風化されているであろうか。ところがそうみることはできない。分封の仕方は、単位家族それぞれの事情による、という印象が強い。一例だけを挙げてみたい。Y家系がそれである。すなわち先々代は、養子であったが、五男、四女をもうけた。このうち長男と長女とは、結婚まえに死亡した。またこの祖父も、次男（実質長男）の結婚前に他界する。こうして次男は親代わりということになるが、かれが結婚すると間もなく、母親は他の子女を連れて、別の家に移った。そして三男・四男は、結婚とともに分家して、最後は母親と五男（末子）だけがこの家に残った。すなわち末子がかかり子となった。なお母親は、この家でその生涯を閉じた。混合型Dの分封である。

こうして先代は、四つの単位家族に分かれる。このうち三男家は転出のため、資料を欠いてくるが、父家を継承した次男家は、父の代と同じく混合型Dとなる。しかし四男家・五男家では末子相統型の分封がとられた。まず次男家は、四男、三女

例 6 Y 家 系



を持つが、長女と次男とは死亡する。さて長男が二九歳で結婚すると、親たちは残った子どもを連れて、隠居家に移った。また三男が結婚すると、一、二年同居したあと、今度は三男のほうに隣部落の相之浦に分家していった。四男も婚後一年、同じく相之浦に新居を構えた。なおそのかんに娘たちは婚出して、親たちだけが隠居家に残ることになつた。すなわち完全隠居の姿である。ただ母親は、一〇年前に亡くなつて、現在は父親だけが、長男の面倒を受けながら、単独隠居の暮らしを続けている。次に四男家は、六男、三女を持ったが、四男は死亡する。長男は佐世保に出て、そこで結婚、次男は、婚後二年ほど親と同居して、父家の隣に分家した。三男は延岡に出て結婚、五男は未婚だが、愛知県に他出している。六男（末子）は、父の家にいたが、結婚と同時に近くに新居を構えた。それで老夫婦だけが残つて、父家はそのまま隠居家の態をなしている。ただ子どもたちがみな出てしまったので、だれにかかるかは未定である。おわりに五男家であるが、当家では二男、六女が生まれた。長男は結婚して一年後、父家の隣に分家した。次男は、愛知県に出て、世帯を持った。娘たちは、みな婚出した。というわけで、老父母は居抜きのみまで隠居生活に入った。なおゆくゆくは、長男に看てもらつたりだといふ。

五 若干の考察

1 長子相続の場合

そこで以下、これらの問題点について、少しく考察を進めてみたい。はじめに長子相続が僅少にとどまつたことである。もっとも上五島の例では、これがやや上昇してくるが、それにしても三分の一程度の発現率にすぎない。ではなぜ長子相続が定着しなかつたのであろうか。別稿でも述べておいたが、⁽⁸⁾西南九州は、その藩体制と産業構造とから

して、あえて長子家督を求める体勢になかった。けれどもわれわれの調査経験からすれば、キリスト教系家族の場合、非長子相続への傾斜がとりわけ急である。そして前述の『郷土奈留』は、この原因が居付の人たちの「勢力拡大」にあるとしている。事実、末子相続や隠居分家といった分封形式は、家族の核化を進めるメカニズムとみることもできる。というのも通日本的な長子家督にあつては、長子は結婚後も父家にとどまるので、その段階で直系家族が形成される。ところが、末子相続にあつては、この長男夫婦を分家させるので、父家も長男家も、核状態が維持される。長子家督では、戸は一戸にとどまるのに、末子相続では、これが二戸に分裂する。すなわち核分裂をとげる。隠居分家では、親は長男夫婦を本家に残して、親のほうが無婚の子女を連れて分家する。したがって分封のプロセスは、逆になるけれども、分裂の方向にある点と同じである。なおこうした分封が進行して、最後に末子夫婦との同居が実現すれば、その段階で直系家族がつくられる。しかしなにごん老後のことなので、この状態は長くは続かない。さきに核化を進めるメカニズムと言ったゆえんである。

ところでこうした巨視的・構造的な点とは別に、長子相続をおこなった五例について、その家族周期の進行をながめてみると、やや異常とみられる事態が浮びあがってくる。あえて言えば内部構造的な欠陥である。具体的には、次のとおりである。

A家 長男が結婚したが、まだ親との同居中に死亡したので、代わって三男が跡をとることになった。

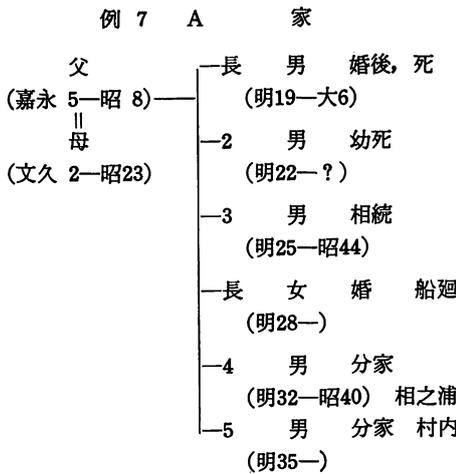
B家 父（養子）が離縁・若死（戦死）したし、弟は身障者であった。

P家 父の早世と弟の他出。

Q家 父の早世。

R家 弟が身障者。

A家は長男自身の故障であるが、B、P、Q家では、父の早世という事実が認められる。父が若死すれば、すでに



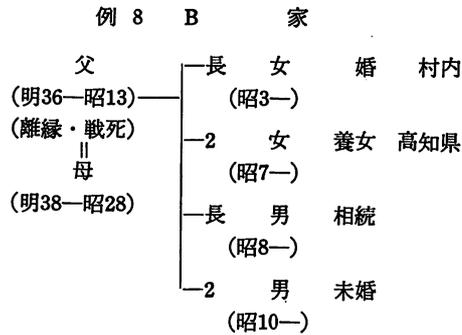
成人した男子、あるいは早く成人する男子が跡とりに選ばれる。いやそういうことにならざるをえない。またB、R両家は、弟の側に故障があつて、長男の跡とりにならざるをえなかつた。つまりこうした故障さえなければ、跡とりの変更も考えられないわけでもない。とりあえずA、B両家の事例を挙げてみよう。

例 7 A家(実質長子相続)

当家では、五男、一女が生まれるが、このうち次男は幼時にオジのところの養子に出た。長男は、明治四五年、二六歳で結婚するけれども、親との同居中、つまり相続とも分家ともつかないうちに死亡してしまふ。次男はいないので、結局、三男が跡をとることになった。なお父は農業のかたわら漁業に従っていたが、長男と三男とは、漁業を主としていた。ただ三男は、その後、船廻に転出して、この村にはいない。四男は、漁夫専門で相之浦に居を構えた。五男(末子)は、学校を出てすぐ長崎の三菱造船に勤めて、向こうで世帯を持った。現在は帰って、芸事の師匠をしている。父が長男を持ったのは、三四歳のときであつた。そして長男自身は、二九歳で結婚している。いずれも當時としては早婚ではない。長男の死亡当時、父は四五歳になつていたので長男より六つ下の三男が跡とりになるのであるが、三男の結婚時、父は五一歳である。なお四男は、三男よりもさらに七つ下となる。そこまで待てなかつた事情も推察される。また父は生前、末子にかかりたいともらしていた。しかし末子が長崎に出ていたので、三男を跡とりに据えたという。この末子は父が五〇歳のときの子である。とし

まわりからして、末子の跡とりはまずおぼつかない。それからこれは結果論となるけれども、父は末子が結婚する三年前に他界している。要するに当家の場合、結婚した長男の早世もさることながら、父子の年齢差が、三男の相続に導いた、という印象が強い。

例 8 B 家 (長子相続)



人は、別の世帯をかまえることになった。次女は、その後、高知県に養女として出て、長女は昭和二十一年、村内に出嫁した。長男は成人して船員となり、次男は自衛隊に勤めた。母は昭和二十八年に死亡する。長男の結婚は、母の死亡後のことである。なお自衛隊に出た次男は、事情があつて、結婚せず、長男家の同居人という形をとっている。極端な表現をとれば、当家の場合は家族解体に近い。そしてこの状態では好むと好まざるとにかかわらず、長男の跡とりは必至といつてよいであろう。

2 隠居分家の先行について

全セットについての家族周期の展開は、のちに掲げることにして、次に進むことにしたい。というのは、さきに古老

表 15 分封型の時代的分布

	明 治	大 正	戦 前	戦 後	計
長 子 相 統	1(20.0)	—	2(40.0)	2(40.0)	5(100.0)
末 子 相 統	—	2(15.4)	3(23.1)	8(61.5)	13(100.0)
混 合 型 D	—	2(15.4)	3(23.1)	8(61.5)	13(100.0)
計	1(3.2)	4(12.9)	8(25.8)	18(58.1)	31(100.0)

の言として、末子相統型に対する隠居分家型の先行が指摘された。この点についての検討である。ただ今回の調査では、純粹の隠居分家型は検出されず、その変形である混合型Dが、末子相統型と同比率で登場してきた。そこでこのさい、各相統型の時代的前後をながめてみることにしたい。表15がそれである。時代的区分は、とりあえず長男の結婚時点をもつてしたが、ところで本表によるかぎり、古老の指摘する隠居分家（ここでは混合型D）の先行を結論することはできない。大正期・昭和前期（戦前）・昭和後期（戦後）を通して、末子相統型と混合型Dとはまったく同率である。明治期の資料があれば、もっとはっきりするであろうが、いまはその検出を期待すべくもない。当面、両型とも並びおこなわれていた、とみるのが妥当のようである。なお長子相統について、明治・大正・昭和前期、すなわち長子家督が強制法規のころを遊離すると、その発現率は二三％にすぎない。戸籍面の不実記載は、対象セットに照してもあきらかである。

3 混合型Dについて

次にこれも問題点のひとつであったが、本調査では隠居分家型がすべて混合型Dとなった。その理由について考えてみたい。そこでこのD型の内容である。次男以下の分封のさい、隠居分家型が崩れたことは事実である。けれども具体的には、一例を除いて、他はすべて本人たちの分家である。すなわち次男以下は、末子相統型に分家していった、途中も一度隠居分家型に戻るといふ例はまったくない。言いかえると、長男は本家を渡されたが、次男以下はみな本人たちが分家していった。老後における親の行方については、のち

表 16 父と長男の職業（長男結婚時）

	長子相続		末子相続		混合型D		計	
	父	長男	父	長男	父	長男	父	長男
農 業	1 (20.0)	—	2 (15.4)	—	1 (7.7)	1 (7.7)	4 (12.9)	1 (3.2)
漁 業	2 (40.0)	4 (80.0)	9 (69.2)	7 (53.8)	7 (53.8)	11 (84.6)	18 (58.1)	22 (71.0)
水産加工	—	—	—	1 (7.7)	2 (15.4)	1 (7.7)	2 (6.5)	2 (6.5)
その他・無	1 (20.0)	1 (20.0)	1 (7.7)	4 (30.8)	1 (7.7)	—	3 (9.7)	5 (16.1)
死 亡	1 (20.0)	—	1 (7.7)	—	2 (15.4)	—	4 (12.9)	—
不 明	—	—	—	1 (7.7)	—	—	—	1 (3.2)
計	5 (100.0)	5 (100.0)	13 (100.0)	13 (100.0)	13 (100.0)	13 (100.0)	31 (100.0)	31 (100.0)

表 17 2男以下の職業（戦前・戦後別）

	長子相続		末子相続		混合型D		計	
	前	後	前	後	前	後	前	後
農 業	—	—	—	—	1 (12.5)	—	1 (4.5)	—
漁 業	1 (33.3)	1 (33.3)	5 (45.4)	10 (37.5)	5 (62.5)	12 (38.7)	11 (50.0)	23 (36.5)
水産加工	—	—	1 (9.1)	1 (5.0)	—	—	1 (4.5)	1 (1.6)
その他・無	2 (66.7)	2 (66.7)	4 (36.4)	15 (47.5)	2 (25.0)	19 (61.3)	8 (36.4)	36 (57.1)
不 明	—	—	1 (9.1)	3 (10.0)	—	—	1 (4.5)	3 (4.8)
計	3 (100.0)	3 (100.0)	11 (100.0)	29 (100.0)	8 (100.0)	31 (100.0)	22 (100.0)	63 (100.0)

表 18 分家の地点

	部 落 内	部 落 外			計
		島 内	島 外	小 計	
長 子 相 続	1 (16.7)	1 (16.7)	4 (66.7)	5 (83.3)	6 (100.0)
末 子 相 続	22 (46.8)	5 (10.6)	20 (42.6)	25 (53.2)	47 (100.0)
混 合 型 D	14 (37.8)	4 (10.8)	19 (51.4)	23 (62.1)	37 (100.0)
計	37 (41.1)	10 (11.1)	43 (47.7)	53 (58.9)	90 (100.0)

に述べることにしたいが、とにかくこうしたわけで、分封の総事例数からすると、一貫した末子相続型とあわせて、末子相続タイプの分封が絶対的に多いことになる。このあたり『郷土奈留』が、この島に関するかぎり、居村民の慣行を末子相続型と総括した理由かと思われる。ではこの事実は、どう説明されるであろうか。

とりあえずここでは、三つの資料を提示することにしたい。表16は長男の結婚時、父とこの長男が就いていた職業をしめしている。全体としては、父(五八%)、長男(七一%)とも漁業が過半を占めている。が、強いていえば子(長男)のほうがこの漁業への傾斜が強い。本表は、ただちに時代的な前後に読みかえることはできないけれども、かつての畑作農業から漁業、とりわけまき網への就労といった推移がうかがえないのでもない。なお相続形態別、とくに末子相続型とD型についてながめてみると、長男の漁業への傾斜は、D型のほうが強い。末子相続型では、農漁以外の他産業への移動がみられる。が、そう取りたて言うほどのこともない。これに対して表17は、やや問題点に接近してくる。すなわち次男以下の就労者を、戦前(大正以前も含む)・戦後に分けたものである。ところでこれによると、戦前の漁業(五〇%)から戦後の「その他」(五七%)へと、その重点の移行した跡が裏づけられる。なおこの移行は、末子相続型(四七%)よりも、混合型D(六一%)のほうが急である。農漁以外にみるべき産業を持たないこの離島の場合、「その他」の増加は、かれらが島

外に流出した事実を示唆している。そこで表18は、長子・非長子を問わず、かれらが分家した地点の分類である。この地点を部落内と部落外とに分けると、前者の四一%、後者の五八%と、ほぼ四対六の割合となる。けれども島内の他部落というのは一割程度であつて、残りの四七%は、実は島外への分家者ということになってくる。こうした人たちを「分家者」と言えるかどうか、これは、問題であろうが、要するにかれらの半数近くは、島を離れて他に生活の場所を求めたことになる。なおこの島外流出者を末子相続型と混合型Dとに分けてながめると、前者の四二%に対して後者の五一%と、D型のほうがやや高い数値をしめしている。

そこで以上からすると、末子相続型とD型の分岐点を計数的に裏づけるには、やや弱い感じを免れない。けれども隠居分家型が末子にまで貫徹せず、次男以下にあつては、当人たちの分家、すなわち末子相続型に変わったことには、かれらが島外に流出したという事実があつた。少なくとも一部は、この事実にながされて、純粹の隠居分家型が崩れていった。このことは、認めてよいであらう。親たちは、長男を本家に残して隠居分家をおこなつた。そして次男以下にも同じ措置に出ようとする。しかしかれらが他出してしまつては、これができない。いやまったく不可能ではないが、そのためには親のほうが島を出なくてはならない。もともと隠居分家というのは、名は隠居であつても、まさに生産隠居の姿である。残つた子女の始末は、この親の責任となつてくる。あとで例示するが、島外流出者の多くは、都市の第二次、第三次部門に就職していった。だから親たちはそこに移つても、生活のメドはまず立たない。しよせん隠居分家という分封形態は、遠隔地にまでは及ばない。とりわけ離島の場合には、その範囲が島内に限られてくる。そうみてよいであらう。

これが第一の理由と思われるが、しかしここでは次男以下がみな他出したためにD型になつた例だけではない。また計数的にも、そうした完璧さが裏づけられているのではない。そこで第二の理由として、まき網によつて漁家の経済事情が好転したことが考えられてくる。つまりこのために、新世帯を持つ子どもには、なるべく新しい家を与えよ

奈留島キリシタンの家族分封

表 19 奈留町一般会計歳入分

昭和	歳入 (千円)	指 数
25	16, 203	100
30	23, 050	142
35	85, 308	526
40	179, 721	1, 109
45	369, 363	2, 279
46	550, 426	3, 397
47	697, 319	4, 303
48	737, 501	4, 551

うとする。ということ、末子相続式の分封である。もっともこの点は、先年、上五島(南松浦郡上五島町青砂ヶ浦)のカトリック家族でも確かめることができた。具体的には、以西底曳網の好況にともなう末子相続型の増加である。ところが奈留島でも、古老の一人は、こう述べている。

自分の若いころにも、長男を分家させる家があった。しかし古い時代には、長男に本家を譲る家のほうが多かった。どちらのやり方をとるかは、それぞれの家の事情によったが、経済的に裕福な家では、昔も長男を分家させることがあった。

つまりこの古老は、末子相続と隠居分家との古くからの並行にもかかわらず、かつては隠居分家型のリードを主張する。そして両分封型の分岐点に作用するものとして、各家の貧富を指摘する、ということになつてくる。ただこの古老は、かつての事情を説明するのにとどまった。けれども経済事情の好転という最近の動きを考えれば、隠居分家型の後退、末子相続型の前進という推移も、論理的には可能であろう。もっとも表15でみたように、長男の措置に関しては、末子相続型と混合型Dとの時代的な前後を確定することはできなかった。にしても末子相続型は、次男以下にもこのスタイルが貫徹したのに対して、D型では、一例を別として、隠居分家型が末子相続型に変化した。しかも

われわれのセットでは、三一例のうち一八例は、長男の分封時がすでに戦後に属している。最近の社会的・経済的変動に影響されやすい事例だといえることができるであろう。ただ以上は論理齊合的ではあっても、事例についての検討を欠いている。したがって推定の域を出るものではない。ただこの島の経済は、たしかに飛躍的に好転してきた。巨視的な指標として、町財政における歳入の伸びをみると、表19のとおりである。なお昭和二五年というのは、歳入がはじめて一千万円台に達した年である。すなわちこの対二五年比において、昭和三〇年は一四二の指数でしめされるが、三五年には五倍、四〇年には一一倍、

表 20 最終の同居者

	あ り				な し			計
	長子	仲兄	末子	小計	両死	親亡	完隠全居	
長子相続	4(80.0)	—	—	4(80.0)	1(20.0)	—	1(20.0)	5(100.0)
末子相続	—	—	—	—	2(16.7)	10(83.3)	12(100.0)	12(100.0)
混合型D	1(8.3)	2(16.7)	1(8.3)	4(33.3)	—	8(66.7)	8(66.7)	12(100.0)
計	5(17.2)	2(6.9)	1(3.4)	8(27.6)	3(10.3)	18(62.1)	21(72.4)	29(100.0)

(関連事項欠落の2票を除く)

四五年には二倍、そして四五年にはなんと四五倍ということになる。このうち自主財源の占める比率（たとえば町民税四・六八％）はきわめて低いにもかかわらず、町民の生活向上は、否定できない事実としなくてはならない。

六 相続の問題

以上は、分封型についての説明であった。ところでこうした分封過程と並んで、相続の問題が現われる。すなわち世代の継承である。周知のように、相続は、一般に身分相続と財産相続とに分けて扱われる。対象家族の財産相続に関しては、のちに述べることにして、ここでは前者についてながめてみたい。ところで通日本的には、身分相続はいわゆる「家」制度に支えられて、家督相続としてとらえられてきた。少なくとも民法の改正までは、そうであった。具体的には、家名・家産・祭祀権などの継承であって、明治民法ではこの継承者（相続人）を、原則として長男に限定した。そして、この長男は、結婚後も親と同居して親の老後を扶養するとともに、親の家屋敷を継承するものとされてきた。ところが西九州のキリスト教系家族にあつては、「家」の姿勢がまことにとほしい。また継承者は、われわれがいうところの不定相続であつて、長男にはかぎられない。なるほど隠居分家の場合、長男は親の家屋敷を継承する。けれどもこの長男は、終生の同居者ではない。こうしたわけで身分相続の影がうすれて、継承者とか相続人といっても、それはせいぜい親の

老後をみるか、かり子的な性格を濃厚にしてくる。いや身分的な属性が弱いので、現実的な扶養が前面に押し込まれる。そうみたほうが正しい。われわれは本稿で、継承者・相続人のことばを避けて、「最終の同居者」という表現をとったが、それは対象部落の相続が、通日本的なそれと大きく異なるためであった。この「同居者」が「扶養者」の意味を強くしていることは、言うまでもない。しかしそれでもなお不正確な表現であることは、のちに述べるとおりでである。そこで表20を見られたい。この「最終の同居者」の分類である。

ところが意外な結果が現われてきた。というのは、この最終の同居者、つまりかり子を持った家は、二七%にすぎない。残りの七二%では、これを欠いているからである。もっともこの七二%のうちには、分封まえに両親が死亡して、扶養したくても対象を欠くものが一〇%見出される。しかしあとの六二%は、子どもたちが完全隠居をとげた例である。老後の扶養はいわば生命継起のタッチ・ゾーンなので、格段の老人保障でもないかぎり、これのおこなわれることが予想されてくる。それは対象となる家族集団が「家」であろうとなかろうと、そのことには関係がない。ところが対象部落では、その過半が最終の同居者を欠いている。もっとはっきり言えば、子どもの分封をすませたあと、親たちは完全隠居の態勢に入った。別居・別財・別カマドの隠居である。そしてかれらの多くは、この隠居家でその生涯を閉じた。とくに末子相続型は、両親死亡の二例を除いて、その全数が完全隠居の姿である。またD型は、四例に同居者がみられたが、それでも完全隠居率は六六%、すなわち三分の二は、このタイプに属している。前述のようにこのD型では、一例を除いて、次男以下は末子相続式に分家していった。したがって完全隠居をおこなった親たちは、本家から移っていった家にとどまって隠居生活に入ったか、この家を処分して、新たに隠居所を設けたか、そのどちらかということになる。また末子相続型の分封では、親は本家をそのまま隠居所にしたか、別に隠居家を建てたか、そのどちらかということになる。そこで同居率の高いのは、長子相続型ということになり、ここでは両親死亡の一例を別として、他はすべて長男との同居をおこなっている。ただこの相続型は、家族周期の展開の点では順調で

なかつた。このことはすでにみたとおりである。

それだけではない。最終の同居者を持った八例中、五例は分封過程中に親の一方が死亡している。ということはこうした同居者を持つのがむしろ異常であつて、ことが順調に経過すれば、完全隠居に入るのが自然の筋、という印象さえも受ける。世代別居制、父子別居制、隠居制家族など、その名称はまちまちであるが、当地の慣行もこれ類似のものとみてよいであらう。ということになると、これは伝統的な日本家族の姿ではない。すなわち直系家族からは遠のいて、近代家族に接近してくる。といつて親の老後は、すべて本表のような結果で終わるのではない。それは完全隠居の場合について言える。すなわち老親は、なるべくこの完全隠居の態勢を維持しようとする。けれどもやがて起居にもこと欠く状態となつてくる。またそうならなくても、老妻が死亡すると、父親一人では炊事その他の家事に支障をきたす。要するに最終段階では、たとえ子とは別居の生活を続けていても、だれかの世話にならなくてはならない。その具体的な経過と実態については、のちに例示したいと思うが、いまこれらを狭義の「扶養者」と考え、さきの「最終の同居者」とあわせて表示すると、表21のようになる。「最終の同居者」はまたこの狭義の「扶養者」でもあるからである。

すなわちまだこの種の扶養者が決まっていない事例(二二%)を含むが、全体としては長男にみてもらつたのが半数近く(四五%)を占める。長子相統型ではこれが全数、末子相統型(三〇%)、D型(三八%)でも、これが相対的に高い。末子相統型では、本来ならば、長男以下の分封の結果、末子との終生的な同居が実現して、この末子が扶養者となるはずである。ところがこの部落では、全数が完全隠居をとげた。ではその後、扶養者としてこの末子を選んだか。というところとはかぎらない。なるほど末子を選んだのが三〇%現われる。しかしこれと同数、長子が出てくるし、また仲兄も一五%登場してきた。さらにD型は、もともと「最終の同居者」四を数えた。ところが「扶養者」となると、五件が増したが、その内訳は長男四、仲兄一である。D型では、隠居分家式に長男に本家を譲つて、親た

表 21 狭義の扶養者

	長 子	仲 兄	末 子	未 決 定	計
① 長子相続	5(100.0)	—	—	—	5(100.0)
② 末子相続	4(30.8)	2(15.4)	4(30.8)	3(23.1)	13(100.0)
③ 混合型D	5(38.5)	3(23.1)	1(7.7)	4(30.8)	13(100.0)
計	14(45.2)	5(16.1)	5(16.1)	7(22.6)	31(100.0)
②+③	9(34.6)	5(19.2)	5(19.2)	7(26.9)	26(100.0)

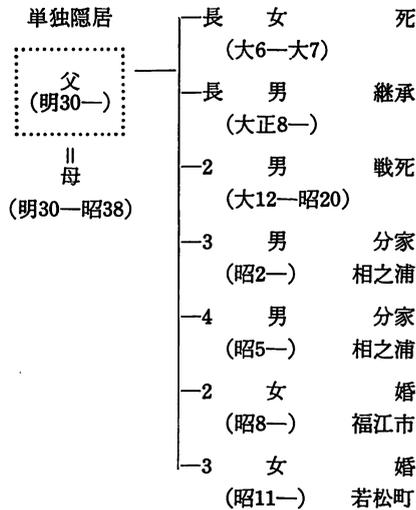
ちは未婚の子女を連れて、別の家を構えた。このあたり老後の扶養者として、長男を選んだ理由があるようにも思われる。それでもしそうだとすれば、完全隠居というワシ・クッションがプラスされたとしても、これは竹田且氏のいう複式の隠居分家に近いものとなってくる。すなわち子ども始末をみなつけたあと、親は長男家に戻る、という式のものである。けれども個々の事例について検討すると、そうした族制にもとづく長男の選択ではないように見受けられる。確言は控えるにしても、むしろ長男が在村していたとか、たまたま隠居家が長男家の隣にあったとか、長男の嫁とうまくいっていたとか、要するに状況的因子による気配が強い。なお対象部落は漁村ということもあって、農地の所有はまことにとぼしい。むしろ労働が資本ということになって、隠居した老人も、一本づりその他で働いていることが多い。こうしたわけで、隠居分も慣行化されているのではない。ただ隠居家の建物と地面とは、これが老後の扶養者に渡されることになる。

七 事例の提示

そこでこのさい、具体的なイメージをうるために、幾つかの事例を提示することにしたい。なお長子相続型については、さきに二例を掲げたが、もう一例を加えてみたい。やや変形に属するからである。

例9 C家(長子相続)

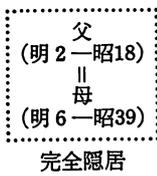
例9 C家



工の納屋を改造しただけの家であった。こうして長男が本家を継ぐことになるが、親はすでに別宅を用意していて、長男が結婚して二週間ののちには、隠居分家することになった。四男(末子)は昭和二六年に世帯を持つが、かれも漁夫である。婚後一年で兄と同じく、相之浦に分家するが、家はほとんど自力で建てた。なお次女と三女とは、その後、父の家から福江市と若松町とに出嫁していった。ただ母は娘の嫁入前(昭和三八年)に他界してしまう。したがって当家では、老夫婦の完全隠居は、ついに成立しなかった。けれども父は、次男の遺族年金があるので、隠居生活が続いている。さてそれでは当家の場合、跡とりはだれかという点、父のことばだと、それは長男だと言う。ただはじめからそうだったのではない。当初、四男(末子)を予定していたが、かれが「親を養いきれない」と言うので、長男に廻ってきたのだという。というわけだとえワン・クッションがあったとしても、こうなればいちおう長男家を中心となつて、ことが運ばれる。なるほど母の石碑は、父(夫)が建てたが、しかし先祖の位牌、母・次男の位牌

当家では四男、三女が生まれるが、このうち長女は幼死し、次男は戦死する。長男の結婚は、昭和三年で、これは次男が戦死したあとのことになる。当時、父はイリコの加工、長男は漁夫であった。ところが当家では、実は長男よりも三男のほうが先に結婚した(昭和二年)。三男は、イリコの加工で父を加勢していた。しかし本家を譲られたのは、三男ではなくて、長男のほうであった。こうして次男は、婚後一年で相之浦に分家していった。ただ分家といっても、イリコ加

例 10 D家



- 長 女 婚 相之浦
- (明26—)
- 2 女 婚 榎木山
- (明26—)
- 3 女 婚 船廻郷
- (明28—)
- 長 男 養出 三本松
- (明30—)
- 2 男 養出のうち 分家
- (明32—昭23)
- 3 男 分家 船廻郷
- (明35—)
- 4 男 分家 船廻郷
- (明37—)
- 5 男 他出 長崎市
- (明39—)
- 4 女 婚 白這
- (明42—)
- 5 女 婚 船廻郷
- (明44—)
- 6 男 分家 浦
- (大2—)

は、みな長男家に安置され、法要も長男家を場所として営まれている。財産分けでは、長男の取分を多くして、あとを二分したが、そのこともあって、隠居家の税金、電灯料なども長男が負担している。隠居家も、父の死後は長男のものになろう、というのがおおかたの観測である。

次は末子相続の例である。

例 10 D家（末子相続）

両親は、明治二四年に結婚したが、当時、父は二三歳、母は一八歳であった。そして翌々年には、長女が生まれ、以来、二二年間に六男、五女を持った。ところでこの状態では、諸子の措置が急がれる。こうして男子は分家または

出養子、女子は次々に出嫁していった。なおこのうち島の外に世帯を持ったのは、五男だけである。六男（末子）は、青年時代には他出していたが、帰ってきて結婚した。なお職業は、五男の工具（三菱造船）を除いて、みな漁師である。五女（末女）の結婚は、昭和一四年のことであったが、これをきっかけとして、両親は完全隠居の態勢に入った。

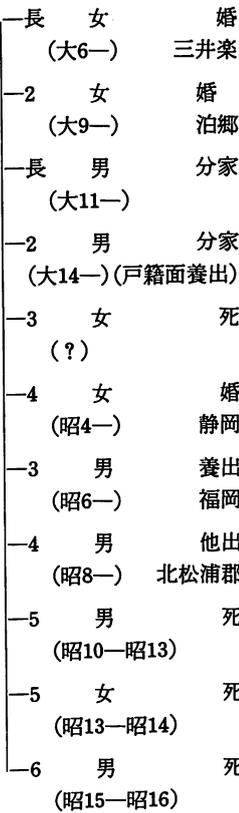
もっともその下に末男がいたが、すでに長崎に出ており、本家には両親しかいなかったからである。ただ本家は、四男がこれを買取ったので、両親は別のところに隠居所を設けた。そしてこの隠居所で、父は昭和一八年、七四歳の生涯を閉じた。が、母はそれから二二年生きて、昭和三九年、九一歳で永眠した。むろん晩年は起居も不自由となったが、その面倒は末子がみたといい。この末子は、父四四歳のときの子である。かれが帰郷して結婚したのは、昭和一九年のことなので、父はその前年に死亡している。けれども一人の子どもをかかえて、一人の欠落者もない世帯なので、周期の進行はまず円滑と言ってよいであろう。関係者のはなしだと、キリシタンは末子にかかるのが普通である。だから当家でも、末子が親の面倒をみるようになった。両親の位牌も末子のところにあるし、墓守や供養も末子の責任となっている。ただ財産は、隠居分なしの四等分ということになった。長男は養子に出たし、五男はよそで暮らしているので、この二人には配分がない。分与は、三男が分家したころになされた。父が農業（子はみな漁業）だったので、田八畝、畑八反、山林八反があった。これを四等分したという。

例11 E家（末子相続型完全隠居）

前例では、両親が長命だったこともあって、周期がスムーズに進行して、末子の跡とり類似の事態が出現した。祭祀の責任者も、この末子ということになった。けれどもこの型に統一されるか、というところではない。本例がそれである。ここでは扶養者は、長男になった。そしてこういう結果となったのは、どうやら父の意思が強く働いている。少なくとも慣行の線に乗った決定とは思えない。当家では夫婦のあいだから、六男、五女が生まれたが、このうち男女それぞれ二人が幼死する。長男は大阪に出ていたが、帰郷して結婚、次いで三つ下の次男も結婚したので、兄弟同時に分家をおこなった。なお次男は、戸籍上は出養子となっているけれども、実際は分家である。三男は、オジの跡とり養子に出て、四男（末子）は他出した。なお三男、四男とも、郷里で結婚して、親と一年ぐらい同居してい

奈留島キリンタンの家族分封

例 11 E 家



る。こうして子どもの始末がついた段階で、両親は居抜きのまままで隠居生活に入った。しかし数年後母親のほうがさきに死亡する。そして父親は、長男の世話をうけながら、単独隠居の暮らしを続けている。では以上が当然の措置であったか、というところにはためらいが感じられる。なるほど次男は戸籍だけとはいっても、養子の身分である。三男ははっきり養子で、現在は、福岡県に住んでいる。四男も他出して、島にいない。というわけで、長男を扶養者にすることも考えられないのではない。しかしなによりも、当家では財産を男子四人のあいだで均分している。田一枚と山林九反とは、未配分であるが、畑五反ははっきり四等分している。隠居分の控除はない。家人のはなしだと、ここでは父の意思が一方的に働いていた。前述のように、この長男は大阪で働いていた。ところが父親が大阪までついでくるというので、やむなく帰郷して漁師となった。「父親に押しきられた」と長男は言っている。財産の配分は、これも父

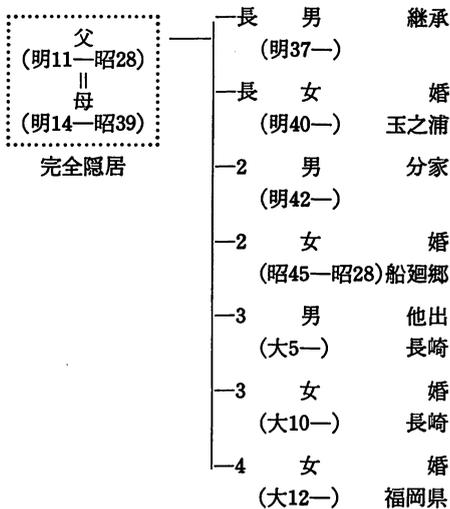
の意思で、長男が分家するとき話だけをつけておいた。なお扶養の責任者は、いちおう長男になっっているけれども、弟たちもこれに協力することを申し合わせている。また先祖の位牌は、長男家に移動することなく、父のいる本家でまつている。いずれにしてもすっきりしない例といえそうである。

さて次は、混合型Dの事例で

ある。

例 12 F 家 (混合型 D)

例 12 F 家



本例はD型の典型ともみられる。父は明治三十七年、二六歳で結婚、同年、長男が生まれた。以後、一九年間に三男、五女が誕生、これらがみな成人する。長男は、昭和一〇年に結婚するが、このときには長女、次女は出嫁している。ところが両親は、しばらく長男夫婦と同居したあと、残りの子どもを連れて、別の家を構えた。当家は、父子ともに漁夫である。

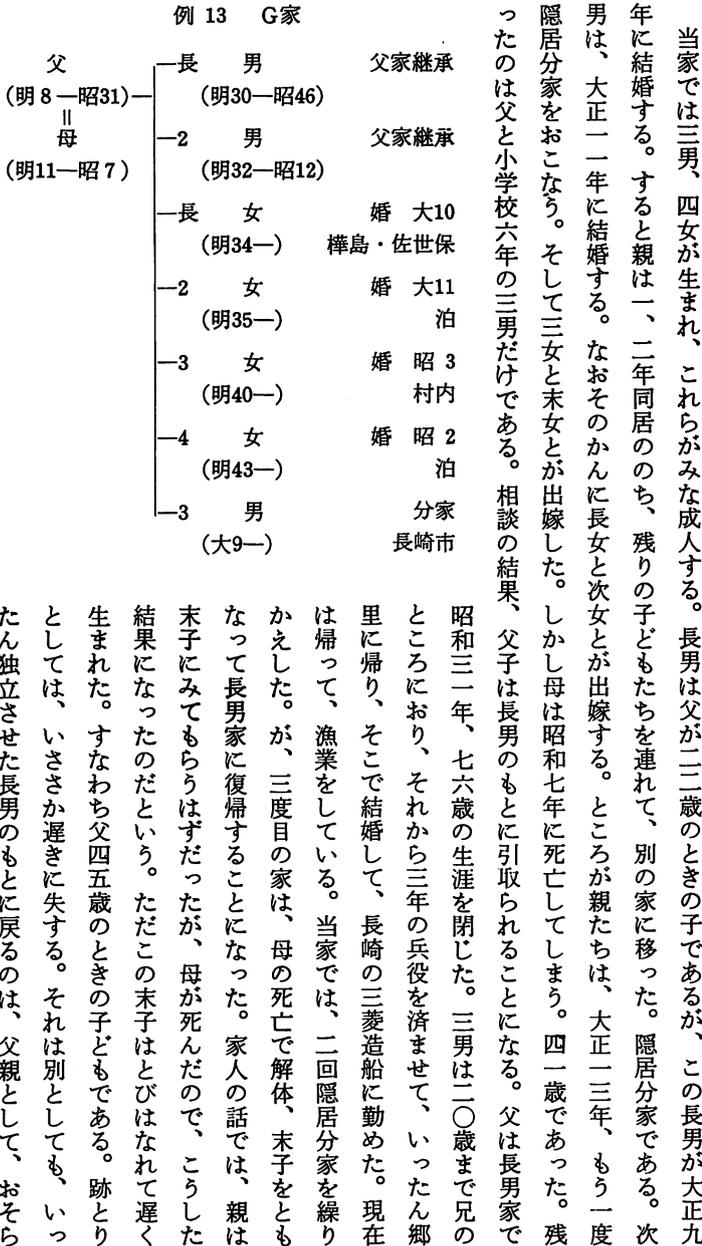
次男も漁夫だったが、この次男は昭和一三年に結婚、今度は次男のほうが新居を構えた。家は自力で建てた。三男は、

長崎に出ており、勤務地で世帯を持った、終戦の年のことである。次いで二二年、三女と四女とがそれぞれ長崎市と福岡県とに出嫁して、あとは老夫婦だけが残された。このとき父は六六歳、母は六三歳であった。こうして父は、六年後に居抜きのままの隠居家で死亡する。母はそれから一一年生きて、昭和三九年、七七歳で他界するが、隠居家を動くことはなかった。ただ晩年は、次男の嫁がその世話をしたという。当家は漁家なので、財産らしいものはない。

が、それでも長男には畑一反、次男には隠居分も含めて、二反を分与した。三男は、師範学校に進ませたので、教育費をもって分与に代えた。分与は、それぞれの分封時になされた。そこで当家の場合、これは予定の計画という感じもするけれども、再度の隠居分家を繰返すことができない。三男が他出しているからである。しかも次男は、自力で新居をつくって分家した。両親は居残るよりほかはなかったともいえる。

そこで終わりに親が二度の隠居分家をおこなった、つまりD型としては異例のG家を挙げることにしたい。

例 13 G家 (混合型D)



く本意ではなかったにちがいない。

八 家族規模と家族周期

そこで前節の諸事例からすると、家族集団の内部構造がなほどうか分封の姿に影響していることが考えられてくるという。その詳細な分析は、われわれの能力を出る問題である。というわけでここでは、家族規模と家族周期の二点にかぎって、その結果をしめすことにしたい。いずれも計数措置に耐える項目である。

はじめに家族規模であるが、これは表22および表23のとおりである。なお前者は、死亡者を除いた対象家族の自然的最大規模、後者は長男結婚時における対象家族の同居者数をあらわしている。したがって後者では、当時、結婚・就職等によって他出した者は除かれる。ところで両表を通じて、子どもの多い点が始めて注目されるであろう。幼時の死亡者ははじめから除外されているので、出生はおそらく八人をうわ回ることが推定される。とくに末子相続型と混合型Dにおいては、七人半ほどが成人した。したがって家族規模も、この両者の最大規模は一〇人近いものとなってくる。これらにくらべて、長子相続型は、子どもの数、したがって家族規模も二人程度低下する。要するに多子家庭ではあるけれども、長子相続型と他の二型とのあいだには、有意とも思われる差異が認められる。とともに末子相続型とD型との類似が注目されるわけである。なお分封に関係してくるのは男子だけなので、表22によってこれをみると、長子相続型二・六人、末子相続型四・二人、混合型D四・一

表 22 家族規模 (生存者)

	子どもの数		家族規模
	男女計	男子数	
長子相続型	5.4	2.6	7.2
末子相続型	7.6	4.2	9.9
混合型 D	7.5	4.1	9.5

表 23 家族規模 (同居者)

	子どもの数		家族規模
	男女計	男子数	
長子相続型	2.7	1.3	5.4
末子相続型	5.8	3.4	8.2
混合型 D	5.2	3.5	7.3

表 24 家 族 周 期

	結婚	初子生	長男生	扶者 養生	末男生	末子生	長男婚	扶者 養婚	末男婚	死 亡	妻死亡
長子相続型	23.8	26.4	28.8	28.8	34.4	40.8	53.5	53.5	64.0	63.2	65.8
末子相続型	25.2	25.3	27.0	33.4	43.0	45.5	49.4	54.7	62.2	65.3	72.5
混合型 D	23.2	24.9	28.5	32.7	43.2	44.8	53.8	57.7	67.4	61.8	72.0
平 均	24.1	25.3	27.9	32.1	41.7	44.4	52.0	55.6	65.2	63.6	70.1

人で、ここでも長子型における生存男子が相対的に少ない。さらに表23によって、長男結婚時の同居男子数をみると、長子相続型一・三人、末子相続型三・四人、D型三・五人と、長子相続型と他の二型との差がさらに開いてくる。われわれのセットでは、ひとり子の例は、これから省いた。けれども一・三人という長子相続型は、この平均値からすると、実質ひとり子の事例に近い。なるほど長男結婚時、他出中の次三男がその後、戻ってきてかかり子になる、という可能性も考えられる。けれどもこの他出中の次三男の数は、表22の数値からすれば、一・三人にすぎない。可能性はあっても、低いものとしなくてはならない。

ただこの両表からは、末子相続型とD型の分岐点を説明することはできない。では家族周期のほうで、なにか発見があるであろうか。表24がそれである。なお本表では、母の死亡年齢を除いて、他は父の年齢を基準としている。そこで全セットの周期の展開について、これを記述的に表現すれば、次のようになるであろう。まず父親は、二四歳で結婚して、二五歳で初子が生まれる。しかし長男だけを区別すれば、これは二八歳のときとなる。また最終の扶養者は、全セットでは欠く事例も出てくるけれども、これは三二歳のときに生まれた。そして末男の出生は四二歳、男女にかかわらず末子の出生は、四四歳のときとなる。したがって母の妊娠期間は、一九年の長きに及んでいる。次に子どもの結婚は、男子だけをとると、長男は父五二歳、扶養者は五六歳、末男は六五歳のときである。そして父は六四歳で死亡して、母は七〇歳まで生きる。夫婦の年齢差を考慮すれば、母は父の死亡後八、九年のあいだ寡婦状態にあったことが推定される。なお本表によるかぎり、父は末

男はもちろん、末子の結婚も見ずに他界した。思えば末男を四一歳、末子を四四歳で持ち、当人は六三歳で死亡したので、これは半ば当然とも言えるわけである。ただこの死亡年齢は、全セットの過半が父存命中なので、実は正確なものではない。

次にこれを分封型別にながめてみたい。けれどもここでは大差を見出すことができない。まず結婚・初子・長男の出生については、だいたい足並みがそろっている。扶養者の出生は、長子型は長男がそのまま扶養者になったので、四歳ほどの差を記録している。が、他の二型はほとんど同じである。そして最大の差異は、長子型における末男・末子の出生に現われる。すなわち前者は、父三四歳、後者は父四〇歳のときとなって、前者では他の二型にくらべて九年ほどの短縮、後者では四年ないし五年の短縮となってくる。こうして長子型の妊孕期間は、一四年ほどになり、とりわけ男子だけに注目すると、六年足らずのあいだに生みおえた。このあたり、子どもの少なかったことの原因と考えられる。しかし末子型とD型とのあいだには、そう大きな差を認めることができない。末男・末子の出生も、ほとんど同じである。わずかに長男の結婚において、末子型(四九・四歳)とD型(五三・八歳)とが四歳ほど開いてくる。とともにD型のそれは、長子型(五三・五歳)とほとんど同じである。ではこうした差異と類似とに、どのような意味があるであろうか。なるほど長子型とD型とでは、長男に本家を与えた。けれどもD型では、長男夫婦を残して、他の世帯員が別の家に移動した。つまり家族集団の核分裂であって、長男に本家を与えたということだけで、両型を同一に論ずることはできない。では四九歳なら末子型、五四歳ならD型と、長男結婚時の父の年齢になにか意味があるであろうか。家族規模は、両者ともほとんど同じなので、この年齢差の意味は、おそらく親の労働力の点に求められる。しかし両者とも家族の核化という点では同一なので、労働力の差異が両者の分岐点に作用してきたとは考えられない。

ところで混合型Dでは、長男に本家を与えたにもかかわらず、次男の分封は末子型に転じた。では周期の点で、長

表 25 男子の年齢差

	長/2	2/3	3/4	4/5	5/6
末子相続型	4.6	4.0	4.0	3.5	5.0
混合型 D	4.1	4.4	3.5	3.2	4.0

表 26 2男の分封先地点

	域内	域 外			計
		島内	島外	小計	
末子相続型	5	3	5	8	13
混合型 D	6	3	4	7	13

男・次男のあいだになにかの特徴が認められるであろうか。試らぬに諸男子のあいだの年齢差を算定すると、表25のようである。介在する女子を除いているので、これはありのままの年齢差ではない。が、一見あきらかなように、長男・次男の年齢差が格別接近しているとか、格別離れているとか、そうした特徴を見出すことはできない。また末子相続型と較べても、べつに特徴らしいものはない。全体として男子の年齢差は、ますスムーズな流れをしめしているといえる。われわれはかつて青砂ヶ浦の調査において、末子相続型と隠居分家型とのあいだに、この年齢差の点でやや有意と思われる差異を認めることができた。けれども今回は、その確認ができない。ではD型の場合、次男の他出傾向がD型を呼びこむことになったのであろうか。すでに指摘したように、本人が島を去れば、その分封形めること態は、D型にならざるをえないからである。しかし表26によるかぎり、D型の次男に特別いちじるしい他出傾向を認

はできない。また末子型と比較しても、差異どころか、かえって両者の類似性が指摘される。いずれにしても家族周期の展開、次男の他出傾向、この双方からして、隠居分家型がD型に変化した理由や原因を発見することはできない。

九 財産の分与

ところでもうひとつの問題が残っている。財産の分与がそれである。前述のように、当地では隠居慣行がさかんであるにもかかわらず、隠居分の控除は、かならずしも慣行化されていない。働けるあいだは、独立隠居の姿勢を貫くけれども、いよいよのときにはどの子どもかの世話に

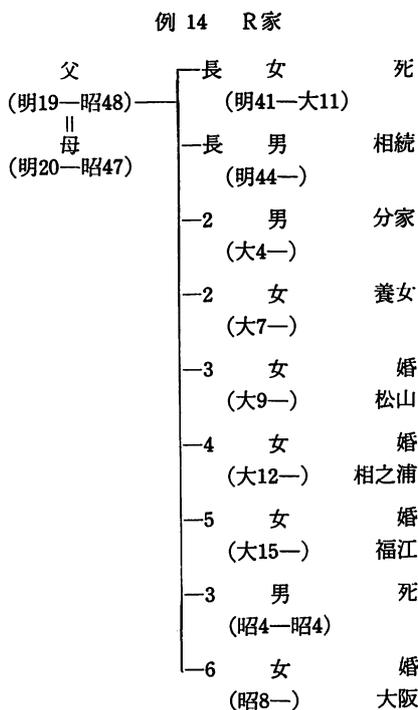
表 27 財産の分与

	一 括	均 分	不 均 分	未 配 分	計
長子相続型	3(60.0)	—	2(40.0)	—	5(100.0)
末子相続型	1(7.7)	5(38.5)	3(23.1)	4(30.8)	13(100.0)
混合型 D	—	6(46.2)	4(30.8)	3(23.1)	13(100.0)
計	4(12.9)	11(35.3)	9(29.0)	7(22.6)	31(100.0)

なる。このためかと思われるが、それにしてもなお判然としない。隠居分を持参して世話になるほうが、ふさわしいように考えられるからである。なお今回の調査では、六例にはつきり隠居分の控除が認められた。そこでこのように隠居分については、不明の点を残すけれども、ただ諸子への財産の分与は、当然のことながら、これがおこなわれる。いまその総覧をしめすと、表27のようになる。なおここではとりあえず従来の手法にしたがって、財産には土地だけをとりあげたが、これで不十分なことは、言うまでもない。

さて全体の傾向としては、未配分の七例を含むけれども、均分が三五%で、相対的に優位を占める。そして不均分(一九%)がこれに次ぎ、一括相続というのは一二%にすぎない。つぎに分封別の内訳では、まず長子型が全体の傾向から逸脱して、一括(六〇%)と不均分(四〇%)とに分裂して、均分というのがみられない。これに対して末子型とD型とは、全体傾向への接近がいちじるしい。なお本表の不均分は、いま述べたように土地配分における不均分である。しかし代わりに学校にやったり、金で分与したりした例もあって、これらを加えると実質的には均分に接近してくる。それから長子型に集中した一括相続であるが、これは具体的には次の三例である。

- (一) 長男の結婚時、両親はすでに死亡していたが、祖父母が残っていたので、叔母にこの祖父母の面倒を依頼した。代わりに財産は全部この叔母に渡した。
- (二) 弟が他出して、そのときの支度金として若干をやって、長男が残りを一括相続した。しかし代わりに親の借金を引受けることになった。
- (三) 弟が算に出たので、おのずから長男の一括相続となった。



いずれも意図的な一括相続とは思えない。言いかえれば、長子家督と結びつくところの長子の単独相続ではない。また末子型に登場してきた一例は、弟が結婚前に他出して、以来、行方不明というわけで、これも意図的な一括相続ではない。要するに分与の精神は、おそらく諸子均分に置かれている。ところがこれが諸般の事情によって、一括や不均分の方角に若干の偏向をしめす。そのように考えてよいであろう。そこでこれらを多少でも例証するものとして、各分封型から一例ずつを引くことにした。

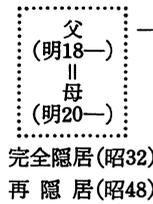
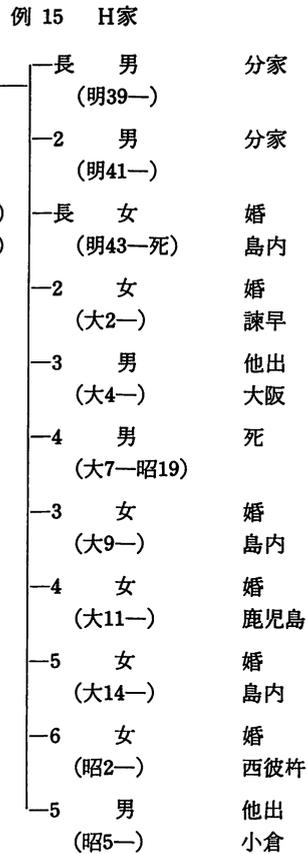
例 14 R家（長子相統型）

五節のR家である。三男、六女が生まれるが、長女と末男とは死亡する。次女は村内のI家の養女に出て、他の女子はいずれも出嫁した。男は結局、二人だけであるが、次男は実は身障者である。そこで親が家をつくり、嫁を迎えて

やったが、五年後に嫁は実家に帰った。以来、次男家には本家が経済的な援助をおこなっている。長男は二四歳で結婚したが、両親と同じ居して、両親もこの本家で生涯を閉じた。当家は父子ともに漁業なので、宅地を除いては、畑一・三反、山林一反しかない。これを長男○・八反、次男○・五反に分配して、山林はそのまま長男につけることになった。これは親子の相談で決まったが、しかしずっと弟の世話をするとなると、長男の取分はけっして

多いということとはできない。

例15 H家(末子相続型)



両親がまえに住んでいた宅地が空いていたので、そこに父が新居をつくって、長男夫婦が住むことになった。次男は、長男の二つ年下である。かれは兄に遅れること五年、二四歳のときに結婚して、今度は親との同居が一〇年間に及んだ。そして近くに分家した。察するにこの多子家庭では、子どもの分封が急がれる。長男の結婚時、父親はまだ四二歳である。事実、末女と末男とは、長男が結婚した後生まれた。ただ三男は大阪に出ており、四男は次男とは九歳も開いている。このために次男の分家が遅れたものと推測される。四男は、昭和一八年に結婚するが、当時、残っている弟妹は四人である。ところがこの四男は、分家しないままその翌年に死亡する。妹の三人は、その後出嫁して、残っているのは五男の末子だけということになる。かれは父四五歳のときの子どもである。これが昭和三〇年、三〇歳で結婚するが、二年ほど同居のあと、小倉に転出した。こうして両親は、居抜きそのまま完全隠居の生活に入るこ

五男、六女が誕生するが、このうち四男は結婚の翌年、死亡してしまふ。女子はみな出嫁した。さて長男は、父二一歳のときの子であるが、結婚の当時は、大阪に出ている。が、帰ってきて、弟とイワシの加工を営むことになる。長男は親との同居一年後に分家した。

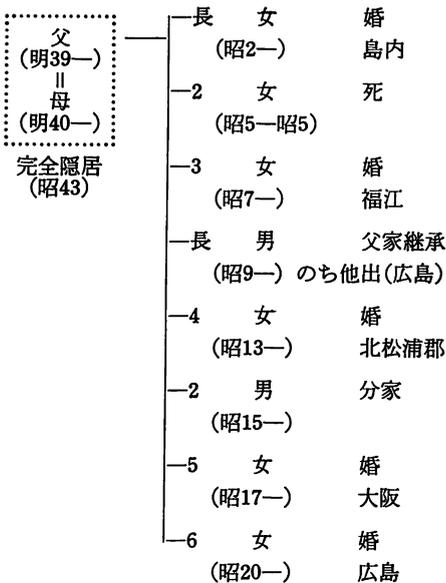
となる。当時、父七二歳、母七〇歳であった。そこで当家の財産分けである。畑・山林あわせて八反あったのを、ここでは長男と次男とで均分した。隠居分の控除はない。また三男と五男とは他出したので、これに対する分与はない。なお婚後死亡した四男には一子が残った（母はその後、再婚）。これには、次男のちに新居をつくったので、旧宅のほうを与えたが、この遺子も死亡したので、すべてに決着がついた。ところで当家の場合、跡とりはだれかという、それは次男であるという。なるほど次男夫婦との同居は、一〇年に及んだし、また分家地点も本家に近接している。それから昭和四八年、両親は隠居家をたたんで、次男家に移り住んだ。当地では珍しい夫婦そろっての選択式の再隠居である。先祖の位牌も、これにともなう次男家に移っている。

例 16 I 家（混合型 D）

二男、六女が生まれるが、次女は幼死する。なお上三人が娘だったので、長男のできたのは、婚後七年のことになる。ただ早婚だったので、長男出生時、父は二八歳であった。長男は父とイワシの加工をしていたが、昭和三二年、二三歳で結婚する。そして二年同居の後、親と残りの子どもとが別宅に移った。当時、次男は大阪に出ており、五女と六女（末女）とは、それぞれ大阪と広島とに出嫁した。こうして両親は居抜きのまま隠居の身分となった。父六二歳、母六一歳のときであり、この両親はまだ存命中である。なお長男は数年前、広島に出たので、そのあとに次男夫婦が入った。したがって次男は、形のうえでは分家であるが、新居の必要はなかったことになる。財産分けは、畑四反を長男と次男とで均分した。別に宅地が一〇〇坪あるけれども、これも二人に分けてやるつもりだという。父は現在、石油店に勤めており、生活の点では問題はない。しかし将来、看てもらおうとすれば、長男と次男のどちらかときくと、これは決まっていけないという。父としては次男家を希望しているが、次男の嫁は熊本の人、長男の嫁は土地の生まれである。これが決断を遅らせている理由とのことであった。

一〇 結びに代えて

例 16 I 家



維持は、当該集団の規模にもとづくところが大きい。相互支持の力が強くなるからである。したがって本島のキリシタンの場合、もし内的な自己変容がないとするならば、おそらく旧慣の維持が、他にくらべて助長される。そのように考えてみた。こうして古老にたずね、明治初年の戸籍や初期の除籍簿にも当たってみた。そしてその結果、戸籍面の「長子家督」が不実なことは確認された。が、なお末子相続と隠居分家という家族分封の二形態について、その後関係の手がかりをうることはできなかった。なお現世帯主を中心とした計数措置においても、この点は不明瞭のままに残された。またここでは意外な事実が現われた。隠居分家方式が全数、その変形である混合型Dとなっていることである。

これについてわれわれは、家族周期の展開をさぐって見たが、ついに解明の緒をつかむことができなかった。ただ

以上でいちおうの分析を終わった。もともと今回の調査は、五島列島のキリスト教系家族の実態をあきらかにしようとする、その一環として着手した。したがって分析の手法も、あえて一貫したフォームを採用したが、これはのちの比較に備えての措置であった。ただわれわれは、この調査に当たって、本島のキリシタンが他処とちがって、少数集団でないという特徴に注目した。外的権力の介入がないかぎり、地域の慣行の

古老からはかつても裕福な家では、長男を分家させる、すなわち末子相続式の分封をおこなった、との発言をえた。そこでこれにヒントをえて、われわれは最近のまき網漁の好況にもとづく漁家経済の上昇に注目してみた。あわせて島外流出の事実についても、若干の分析を試みてみた。すなわちこの二つの事実がD型をプロモートしたのではないかとということ推定してみた。そこで説得力を欠く資料ではあつたけれども、もしこの推定が多少でも当たっていたとすれば、次のように言うことができるであろう。「長子家督」という国家権力の介入に対しては、戸籍面における不実記載という手段で、これへの抵抗の姿勢をしめした。そうであるから実態としての長子相続は、少数事例にとどまつたし、またこの少数事例自体、家庭内の諸事情による、いわばやむをえない長子相続という色彩を濃厚にしていた。にもかかわらず外部における労働市場の拡張は、伝統的な隠居分家の方式に、変容をもたらしことになった。すなわち島外への分封である。この分封を「分家」と言うことには抵抗があつても、形のうえでは末子相続の増加となつてくる。さらに内部的には、漁家経済の好転が、下世話でいう「女房とタタミ」のたとえのように、新婚夫婦にマイホームを与える風潮をうながすことになった。われわれはさきほど、「もし内的な自己変容がないとするならば」、「旧慣の維持が助長される」と述べておいた。しかしこの仮定は、実は成立しなかった。またそうであるから、旧慣にも変容がもたらされた。このように考えてよいであろう。

この島の漁業の大要と、島民経済の伸びについては、さきに数的な指標を挙げておいたが、もともとまき網漁業は、こんにちでもそう大規模な業体をなしているのではない。しょせん午後出て朝方帰る、という行動範囲を出るものではない。五、六艘の小型船が船団を組み、これには六〇人ぐらいが乗込む。漁場は遠いところでも、四時間ぐらいの航程にすぎない。漁夫の給与は、歩合制を柱として、これに最低賃金制を加える。水揚高から網元が必要経費を差し引いて、残りを網元三分、漁夫七分の割合で分ける。最低賃金は、月六万五千円で、これは中卒で雇われた者に適用される。これが一年続いて、二年目からは一合、二合というように少しずつあがる。別に役職手当がつくが、この役

職は、上から漁撈長・船頭・船長・機関長の順となる。漁撈長クラスの手取は、納屋（網組）によってちがうけれども、二〇万から二五万円ほどになる。もっとも昨年の実績では、漁撈長で年九〇〇万円という例もあったという。ただまき網漁には、かなりの労働力が要るので、六〇歳が限度とされ、以後は一本づりを中心に、ハマチの養殖、定置網の雇われ漁夫などに転ずる。それでこうした漁況を反映して、若年人口の流出も、そう破局的ではない。とくに男子の歩どまりはかなり高い。

ところでこの島のキリシタン家族の場合、第二の特徴として浮かびあがってくるのは、隠居慣行の盛行、とくに完全隠居の姿勢に徹している点であろう。すなわち子どもの分封をみな済ませると、老夫婦だけの隠居生活に入る。別居・別財・別カマドの完全隠居である。そしていよいよのときには、子どもの世話になるにしても、独立の姿勢はきわめて固く、最後まで隠居世帯を張りとおす例も出てくる。そしてこの場合には、相続とか扶養とか、世代の継起のさいに現われる現象も、その存在がきわめてうすい。それはかえって欧米流の近代家族を思わせる。すなわち出自家族は一代で解体して、直系家族はついに形成されないことになる。もっともこれと類似の慣行は、べつに奈留島のキリシタン家族だけではない。六節でも触れておいたが、隠居制家族、父子異居制、世代別居制、複世帯制家族等、その呼び方はさまざまではあるが、これに関する報告例は二、三にとどまらぬ。いまはその引用を避けるけれども、次に挙げる有吉佐和子さんの黒島（鹿児島県三島村）の記述も、もし事実を伝えているとすれば、その一例とすることができよう。

「黒島では長男が嫁をとると、親は弟たちを連れて家を出るんです。また家を建てる。材木は山にいくらでもあって、誰でも勝手に切り出せるので。次男が嫁をとると、また三男以下を連れて出る。最後に親だけが残ると、あの笹小屋に入りますよ」。

星島校長が痛ましい目をして、片泊を見下しながら、黒島古来の習慣を説明した（有吉佐和子『私は忘れない』新潮文庫、一五〇頁）。

表 28 分封型分類 (岐宿町楠原・水之浦)

	扶養者あり						なし		未 定	計
	長 子	仲 兄	末 子	その他	小 計	完 全 隠 居	親 死 亡	その他		
長子相統	5 (71.4)	1 (14.3)	—	—	6 (85.7)	—	—	1 (14.3)	—	7 (100)
隠居分家	—	—	—	1 (14.3)	1 (14.3)	6 (85.7)	—	—	—	7 (100)
末子相統	—	2 (11.6)	1 (6.0)	—	3 (17.6)	10 (58.8)	1 (6.0)	—	3 (17.6)	17 (100)
混合型 D	—	—	—	—	—	4 (100)	—	—	—	4 (100)
混合型 E	—	1 (20.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	3 (60.0)	2 (40.0)	—	—	—	5 (100)
計	5 (12.5)	4 (10.0)	2 (5.0)	2 (5.0)	13 (32.5)	22 (55.0)	1 (2.5)	1 (2.5)	3 (7.5)	40 (100)

すなわち隠居分家と結びついた完全隠居の姿である。ただこうした完全隠居は、隠居分家の事後処理としてだけ現われるのではない。奈留島では、末子相統式の分封がその全数、完全隠居となったことは、すでに述べたとおりである。いや例は、遠く薩南諸島に求めるまでもない。福江本島のカトリックの二部落(岐宿町楠原・水之浦)も、同様な結果をしめしているからである(表28⁽⁹⁾)。すなわちここでも過半(五五%)のセットは、完全隠居という結果となった。とともに長子相統型を除いて、この完全隠居がすべての分封型に付着している。この二部落の住民も、近世の末、西彼杵半島の外海地方から渡海してきた。奈留島の場合と同じである。ただ明治の初年、公教に復帰して、カトリック教徒となった。とすれば奈留島の相続慣行も、けっしてキリシタンとして藩政期からの伝統を守りつづけたからの結果ではない。言いかえれば信仰のなせるわざではない。むしろ渡海以後、かれらが置かれた社会的・経済的、さらにいえば政治的狀況がこうした族制を定着させることになった。そして明治以降、キリシタンとカトリックと教団組織を別にしながらも、なお旧慣が維持されてきた。と同時に明治以降も、教団を異にすることによる生活条件の差異はこれが微弱だった。このことが推察されるわけである。

- (1) 奈留島の調査は、昭和四八年二月、四九年四月、五〇年四月の三回にわたっておこなわれたが、作業には主に野口がこれに当たった。野口はまた「五島キリシタンの家族分封」奈留島・檜木山の場合―(『筑紫女学園短期大学紀要』第一〇号 昭和五〇年三月、七五―九六頁)を書いている。なお最終の調査には、拙著『五島列島のキリスト教系家族』(東亜大学)も参加した。
- (2) この島々のキリスト教系家族の全体については、拙著『五島列島のキリスト教系家族』(昭和五四年を参照)。
- (3) 具体的には過疎地域対策緊急措置法(昭和四五年制定)にもとづく事業であって、檜木山にあるカトリック教会の所有農地を町当局が買収、ここに町営住宅三戸を建設して、葛島島民に低家賃で住まわせることになった。また葛島の跡地も、町当局が買収ることになった(使途未定)。ところで葛島の潜伏キリシタンは、明治の初年にカトリックに復帰、明治三二年にはフランス人の神父ペルー師によって葛島教会が建てられた。当時の信者は、七〇人ほどだったと言われる。この教会は、明治・大正・昭和と維持されてきたが、ルース台風で倒壊、昭和二九年に再建された。なお教会は、初建当時は桐教会(若松町、中通島)の所管であったが、間もなく奈留教会に移った。したがって今回の集団移住は、いわば親教会のお蔭元に移ったことになる。もともと葛島は、水源こそあったが、平地はほとんどなく、島民たちは段々畑にイモとムギとをうまくって、生活してきた。しかしこのイモ、ムギも、需要をみたすには足りず、かたわら一本つりに従わざるをえなかった。いや生業は、次第に一本つりに移っていった。また奈留本島の共同化の風潮に刺激されて、部落共同の網を経営したこともあったが、不振のためにやがて解散となった。
- なお最近では離島者が多く、昭和四〇年当時、三〇世帯、二一三人の部落が、四八年には二四世帯、一一〇人に激減した。とりわけ若年労働力の流出がはげしい。また漁業の変遷も大きく、集団移住当時、一本つりを経営しているのは八戸だけであって、残りは生活保護の二世帯を別にすれば、本島のまき網漁業に雇われていた。島はすでに生活の場所としての意味を失なうとともに、本島への移住が抵抗なくおこなわれた理由でもあろう。
- (4) 古野清人『隠れキリシタン』昭和三四年、二二四頁。
- (5) なお明治初年の戸籍によると、檜木山部落では、家四〇軒、人数二〇七人(男一〇二、女一〇五)が数えられる。姓氏は一九姓で、このうち現住戸の姓と一致するのは、岩村(八戸)、松本(七戸)、橋口(四戸)、窄中(二戸)の四姓だけである。そのほか二戸以上の姓として古巣(五戸)、城田、藤原、花浦の四姓がみられるが、現在はまったく姿を消している。次にこれは本稿には直接の関係を持たないが、当時の部落別の戸口を掲げておく(表11)。
- (6) 分封型の類型化については、拙著『五島カトリックの家族分封』昭和四五年、五節を参照。

- (7) 拙稿「上五島キリシタンの家族分封」、『哲学年報』第三三輯、昭和四九年、三五―九〇頁。
- (8) 拙著『末子相続の研究』昭和四八年、第一部第七章。
- (9) 拙稿「五島の隠居制家族―隠居と再隠居―」、『哲学年報』第三五輯、二七―八七頁。